

出席議員 (18名)

1番	森 裕 樹 君	2番	加 藤 滋 君
3番	安 藤 義 憲 君	4番	平 間 幸 弘 君
5番	桜 場 政 行 君	6番	吉 田 和 夫 君
7番	秋 本 好 則 君	8番	斎 藤 義 勝 君
9番	平 間 奈 緒 美 君	10番	佐々木 裕 子 君
11番	安 部 俊 三 君	12番	森 淑 子 君
13番	広 沢 真 君	14番	有 賀 光 子 君
15番	舟 山 彰 君	16番	白 内 恵 美 子 君
17番	水 戸 義 裕 君	18番	高 橋 たい子 君

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 原 光 男 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 芳 君
ま ち づ く り 政 策 課 長	平 間 雅 博 君
財 政 課 長	鈴 木 俊 昭 君
税 務 課 長	水 上 祐 治 君
町 民 環 境 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	平 間 清 志 君
子 ども 家 庭 課 長	水 戸 浩 幸 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君
総務課副参事	相原 健一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑 山 慎太郎
主 幹	伊 藤 純子
主 査	佐 山 亨

---

議 事 日 程 (第4号)

令和2年3月5日(木曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 森 裕樹 議員
- (2) 平 間 幸弘 議員
- (3) 有 賀 光子 議員
- (4) 広 沢 真 議員
- (5) 水 戸 義裕 議員

第 3 議案第71号 柴田町行政区長会条例

- 第 4 議案第 7 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例
- 第 5 議案第 7 3 号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7 4 号 柴田町交通指導隊条例及び柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条  
例
- 第 7 議案第 7 5 号 柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7 6 号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一  
部を改正する条例
- 第 9 議案第 7 7 号 指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センター）
- 第 1 0 議案第 7 8 号 令和元年度柴田町地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事請負契  
約について
- 第 1 1 議案第 7 9 号 令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について
- 第 1 2 議案第 8 0 号 令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について
- 第 1 3 議案第 8 1 号 令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について
- 第 1 4 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区 5 号調整池  
整備工事請負変更契約について
- 第 1 5 議案第 8 3 号 令和元年度柴田町一般会計補正予算
- 第 1 6 議案第 8 4 号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 1 7 議案第 8 5 号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 1 8 議案第 8 6 号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 1 9 議案第 8 7 号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 2 0 議案第 8 8 号 令和元年度柴田町水道事業会計補正予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番佐々木裕子さん、11番安部俊三君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔1番 森 裕樹君 登壇〕

○1番（森 裕樹君） おはようございます。

1番森裕樹です。大綱1問、質問させていただきます。

#### 1、本町の施設にネーミングライツの導入を。

近年、公共施設の老朽化が問題になってきています。そして、多くの自治体において、景気停滞及び脆弱な財政下での新たな収入源の確保が課題となっています。税金を上げることに苦勞する中で、多くの自治体で実施されているのは自治体の広告事業であり、中でも現在注目されているのが、施設の名称を企業等に売却して資金を得る民間資金活用策のネーミングライツです。

平成24年12月に、山梨県の笹子トンネル天井板崩落事故などを契機に、インフラの維持管理の重要性が再認識され、全国各地の市町村で公共施設の見直しが行われています。本町も例外

ではなく、公共施設個別施設計画を策定し、その対策を行っている状態です。

しかし、今後、町だけで負担し維持管理をしていくことは現状では厳しいと思われ、さらに、少子高齢化に伴う若年層の減少が将来的な不安の増加にもつながっています。子供やお年寄りが安心して利用できる施設とするためにも、しっかりとした維持管理が必要だと考えます。

また、ネーミングライツを行った場合、企業側がスポンサーとなって施設の整備等にその資金を充てることにより、本町の負担は軽減し、自主財源の確保及び施設運営の安定化が期待できます。さらに、名前が変わることによって話題にもなり、利用者の増加、市町村や企業の宣伝にも大きな影響があるかと思われまます。

各施設の環境整備を行う上で必要な費用を補うために、ネーミングライツを本町でも早急に導入するべきと考えますが、本町の見解を伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森裕樹議員、ネーミングライツでございます。

近年、地方自治体では、高度成長期に整備されてきた公共施設の老朽化に伴い、施設に係る維持管理費の増加が課題となっております。このような中、維持管理費のための新たな財源確保の手段として、スポーツ施設や文化施設などでネーミングライツを導入する自治体がふえています。

町としては、新たな財源確保が期待できることから、柴田球場や太陽の村、しばた千桜橋などの公共施設でネーミングライツを導入できないか検討してまいりますが、一方で、何の施設なのか、どこにある施設なのかが容易にわかるよう、これまで使用してきた施設名を残すなどの条件を付すといった対応が必要と考えております。

今後、他の自治体の事例も参考にしながら、導入に向けて対象施設の選定、募集要件等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。はい、どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ご答弁ありがとうございます。

今の町長の答弁をお聞きしますところ、導入していくというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 今、町長答弁にもありましたとおりに、検討していくのは検討してまいります。財政課としては積極的に検討して、ネーミングライツの募集をしたり募集要件とか検討して、できるだけ早く財政のほうに貢献できるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。進めていただけるとのことなので、大分準備してきたものが、あれなんですけれども、一応説明だけさせていただきます。

昨年6月会議において、柴田球場に関して、このネーミングライツを提案させていただきました。昨年12月に、本町も公共施設個別施設計画を策定して、更新、統合、長寿命化と、さまざまな形で示されております。それを推進していくに当たりまして、国などからの補助金というのが全てつくわけではない。町の施設全体で進めていくような動きというものをお願いしたいなというふうに思っております。

ネーミングライツについて、いま一度だけ簡単に説明させていただきます。民間事業者と本町が、町の公共的な施設等に企業名または商品名などを冠した名前をつけ、その対価として町に命名権料をお支払いいただき、町の新たな歳入を確保し、この施設の管理運営等に役立てるというものになっております。

進めていく中で、先ほど財政課長がおっしゃったとおり、課題というものが多々あるかと思えます。その課題なんですけれども、広告媒体として施設の価値ですね、町内にある施設の価値だとか契約の期間ですか、あとはネーミングライツをすることによって次々と名前が変わって町民が混乱したりとか、そういったことがないようにお願いしたいなというふうに思います。

町内の企業でスポンサーとなる企業は、地域貢献と宣伝効果、そして社名を知っていただくことなどを目的としており、その施設を利用する町民・町外の方々は、整備やメンテナンスが行き届いた施設を利用できると。行政は、財政の施設管理の負担軽減になり、三方よしという状況になります。予算はほとんどかからないと言ってもいいのかなと思います。

ぜひ柴田球場だけでなく、阿武隈河川敷グラウンド、総合運動場など、総合運動場なんかは建物がない状況なんですけれども、グラウンド整備に充てるお金などをしっかりと進めていただければいいかなというふうに思っております。

先ほどお話もございましたけれども、千桜橋なんかも、維持管理、メンテナンスといった部分では、これから将来かかってくる課題になっていくかと思えます。観光スポットで千桜橋な

んかは今大変人気で、ことしは桜まつり中止になってしまいましたが、あそこから撮る写真だったり、あそこから見る風景というものがすばらしいもので、ある程度名前も知られてきているのではないかなと思いますので、千桜橋などにも取り入れていただければなというふうに思います。

時代に合った公共施設の管理運営、そして本町の施設管理費の負担を軽減して、よりよい環境を整え、利用していただくことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これにて、1番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

次に、4番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔4番 平間幸弘君 登壇〕

○4番（平間幸弘君） おはようございます。

4番平間幸弘です。大綱2問質問させていただきます。

**1、台風19号被害の復旧状況は。**

現在も台風19号被害の爪跡は散在しており、これから本格的な農作業の季節を迎え、圃場はもとより、用排水施設やため池、町道や農道など、生産者はその復旧の進捗が気になるころです。

そこで、今後どのような計画で復旧作業に取り組むのか、町の考えを伺います。

**2、町道富沢16号線整備事業の進捗は。**

地元のみならず、利用する方々にその完成が待ち望まれている町道富沢16号線については、現在、一部に側溝が整備はされていますが、電柱の移設などは行われていません。また、土盛り部分、特に舗装部分との境界は、雨が降ると水たまりができ、通行に注意が必要な状況です。

そこで、現在の進捗状況や今後の事業計画について、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員、大綱2点ございました。

台風19号の被害関係でございます。

林道や農道などの農業用施設の被災箇所の件数は89件となっています。そのうち、林道や農道、ため池など16件は国の査定を終えており、年度内に実施設計を完了させ、林道については6月ごろまでの復旧を予定しており、農道等についても早期の完成を目指していますが、ため

池や用排水路の一部については、農業用水取水との関係から、令和2年度内の完成を予定しております。

国の査定対象とならない小規模工事の73件のうち、11件は復旧が完了しております。春作業に向けて緊急性のあるものですが、29件は既に発注済みで、遅くとも4月中旬までには復旧する予定としています。残りの33件についても、早期の完成を目指して順次発注してまいります。

柴田町土地改良区で管理している用水施設の被害箇所2件については、3月までに復旧する予定となっています。また、町道や河川などの災害は62件あり、春作業に支障がないよう、既に16件は復旧を終えています。国の災害査定を終え、工事費が確定した11カ所も含み、残りの46件については早期完成に努めてまいります。しかし、大江堀川や五間堀川など河川については、施工時期の制限があることから、関係機関と調整を図りながら進めてまいります。

2点目、富沢16号線関係です。

平成30年12月会議でも「早期完成について」と、ご質問をいただいておりますが、町道富沢16号線道路改良工事は、国の社会資本整備総合交付金を活用し、総事業費9億8,000万円、補助率50%で、平成22年度から事業に着手し、早期完成を目指し工事を進めてまいりました。しかし、年々、交付金額が要望額に対して縮小傾向にあり、令和元年度の交付金の配分率は要望額に対し22%と、依然として低い状況であります。

現在の進捗率は、令和元年度末で、事業計画は全体事業費の84%となる見込みですが、事業期間や全体事業費の見直しなど、計画変更に向け、宮城県を通じて国と協議を引き続き行っています。

また、完成の時期や支障電柱の移転には2.6キロ区間にも及ぶため、交付金の配分率や町の財政状況に大きく左右されることや、交付額にあわせた施工手順にて実施しているため、現段階では明確に申し上げられませんが、早期の完成が図られるよう、宮城県や国に強く要望してまいります。

加えて、道路改良事業区間の本町道部分のメンテナンスについても、適宜、直営での整地作業や施工手順を、よりよく安全となるよう実施してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 実は、台風ではないんですけれども、先々月1月29日の大雨でも越水しているような排水堀等もあったということなんです。大分、川底が台風の影響もあって上がっているということで、できれば、今話をいただいて、答弁いただいてあれなんですけれども、



せめて越水するような箇所、それから川底が少し上がっているような箇所のしゅんせつですね、せめて6月の梅雨時を迎える前に早急にどうか、しゅんせつをお願いしたいところなんですけれども、町のほうの対応としてはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 幸弘議員言われたとおり、状況を確認しまして、確かに大江堀、上川名堀なんかは随分川底が現在上がっている状況になります。上川名堀については、一部遺跡等もあるのでちょっと難しい箇所もありますけれども、今、業者さんに委託して、三本木堀、関根堀と、今、順に進めているところでございます。人間田の沢が終わったら、順次移っていくと思っています。ただ、局地的にこの辺をとという部分についてはしっかりやらせていただいて、ただ、きのうも秋本議員、白内議員からご質問があって答弁している、最終的な大きなしゅんせつについては、有利な起債を利用してやりたいというふうに思っていました。

○議長（高橋たい子君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 地域によっては、農業用の排水路も埋まっている場所もありまして、その分に関しては今発注している分もございまして、新しい年度に入ったら発注していく分もありますので、早期に解消したいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 全ては、町の単独費で行える部分は早急に行ってほしいというのが一つと、春作業に少しずつ入ってきています。もう3月ということで。農道等のある程度優先するような、生活道路も大事なんですけれども、機械も入っていきたい部分もありますので、その辺、優先的にしていただければなというふうに思うところです。

それから、今年の台風の影響の流出の稲わらの集積作業、各保全隊と生産組合等で行いましたけれども、これに対して、今回の補正でその辺は計上されているようなんですけれども、いつごろ集積に対する費用というか、保全隊に入金されるのか、その辺わかればお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めますが、通告に沿った質問をお願いしたいと思います。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 台風による稲わらの流出については、補正で出てくる部分もあるんですが、当初予定していた1万立米ですかね、大体同じくらいの量が集まっているというような状況でございます。

国からの補助金の支払いに関しては、町の予算が通って、国から内示がきちんと来た段階で、財政当局と打ち合わせしながら、年度は越すとは思いますが、できるだけ早くお支払

いしたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） その辺も多分、いつ入金されるんでしょうねという各保全隊からも話は聞くので、その辺、確実な入金をしてほしいなというところがございます。

それから、富沢16号線の整備の進捗状況なんですけれども、平成30年12月に質問したときには、進捗率が81%で、今回は84%ということで3%しか進んでいない。それから、国の交付金の配分率も、平成30年12月に質問したときは41%、今回22%というふうに大分配分率が下がっているんですけれども、その要因はどんなところにあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） これは、町長のほうからも、宮城県知事に直接、あるいは土木部長同席のもとで、富沢16号線の道路改良工事、特にもう既に10年を迎えて、なかなか形が見えないということで、配分率も年々、確かに幸弘議員言うように、41%から急激にまた20%台前半へ下がってしまって、何とかならないのでしょうかという要望を実はことしも強くしました。ところが、宮城県のいわゆる復興期間の最終年度を迎えるんですね。確かに、ほかの事業との取り合いという部分もあって、整備局とも随分かけ合いをしなくてはならないということは町としても理解しているんですが、せめて復興期間が終わったならば、こういった道路改良工事、重点事業では、今、国の制度上は違うんですね。何とか配分を余計してほしいということで今要望していますので、もうちょっと時間は必要かなというふうに思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 町長を含め執行部ですね、何とか配分率を上げるように努力されているということは非常にわかる場所なんですけど、22%、前回の12月の答弁で、平成32年度まで復興期間なので、その後は配分率も上がってくるのではないかなというふうな答弁をいただきましたけれども、ぜひその辺、令和2年度、令和3年度から少し配分率が上がるような方向で働きかけていただければなというふうに思うところがございます。

そこで、メーンというか前回も質問させていただきました、舗装部分と土盛り部分の境界ですね、それに関して、年に数回砂利の敷きならし、それから転圧といった形で補修はしていただいているんですが、なかなか補修されても1週間、2週間ですぐ穴が掘れてしまうような状況なんですね。それに対して、前回、都市建設課長の答弁には、長期間もたないのが現状なので、ちょっと工夫させてくださいという答弁がありましたけれども、その後、敷きならした砂利においても、やはりすぐ掘れて水たまりができてしまうような状況なんですけど、どんなふう

な工夫をされたのかと。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 通常ですと砕石で全部補修等を行うんですが、今回はアスファルト分を含んだアンダーという材料でもって、できるだけ沈まないように、影響がいかないよ  
うにということやってはみたんですが、待避所の使われ方としても、待避所以外の部分で、  
議員ご存じのとおり全線が待避所みたいな使われ方になっているんですね。

要は、待避所部分については、実は相当厚く、今も50センチくらいの厚さが敷いてあるん  
ですが、それ以外の部分ですと10センチ程度とか15センチ程度くらいになっているんです。そう  
すると、その部分に上がられると、どうしても沈んでしまうという傾向が続きます。ただ、工  
夫といえば、そういう材料を変えたとか、あるいは一部ではセメントをまぶして少し混合させ  
てもらってというところもしたんですが、待避所の表示等でもうちょっと工夫が必要かなとい  
うふうに今考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） へこまないような形で工夫されているということなんですが、せめて、  
結局せつかく敷きならしして転圧かけても、一、二週間でもとに戻るとい  
うか、また穴があいてしまう、水たまりができてしまう。今、課長がおっしゃったように、全体が待避所のような  
形で通行しているというのもあるんですが、であれば、逆に全体がもう待避所だとい  
うふうに割り切って、補修なりメンテナンスをしていただければなと思うんですが、その辺いかがでし  
ょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 全体が2.6キロでございまして、確かに砕石を全体敷いたら、  
1立米大変な金額がかかるわけです。そうすると、多分概算ですが、6,000万円くらいかかっ  
てしまうということになります。2.6キロ掛けることのその幅ですので、なかなか全線とな  
ると正直厳しいということなんです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 全線は厳しいんでしょうけれども、待避所10カ所ですよ、10カ所あり  
ますけれども、なかなかうまいことその10カ所に入って車がとまっているような現状ではない  
というのはご存じかと思うんですね。事業費的には6,000万円くらいかかるということもある  
でしょう。ただ、その砕石、砂利を入れて敷きならししたときに関しても、あれ材料、何か土  
盛り部分から集めて敷きならししているような部分もあるんですけれども、その辺どうい  
うよ

うふうな。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） うちのほうで、実は原材料とか材料費を一部支給して、足りないようなところには補充してという形ではやっています。ただ、工事区間、今は工事発注期間ですので、業者さんが自分の施工範囲ということで責任を持って一定期間の敷きならしをしますが、その場合は、一部高くなった区間を寄せたりとかそういう対応をして、材料は補充せずにといいことでやっているようです。ただ、うちのほうの直営でもやっていますが、その場合は11トン車で、大型車で碎石を入れさせてもらって、あるいは別なアンダーというものを入れさせてもらってやっているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 正直言って、水たまりぐらひはせめて解消してほしいなというところなんです。実際、待避所に入って、槻木のまちのほうに向かっているときに、待避所に入って待避するように私もしているんですが、わざわざ水たまりへ入ってよけていくような車があるんですよ。その辺、待避所と認識されてないのかもしれないし、待避所でないところを、水たまりに入らないようによけてはいるんですけども、なかなかそういったドライバーの意識が足りないところもあると思うんです。年に数回、砂利の敷きならし等を行ってもらっていますが、さらに少し回数をふやして、見回りも強化していただいて、メンテナンスの回数をふやしてもらおうというわけにはいかないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 回数をふやすということはやぶさかではございませんが、ただ、ご理解していただきたい期間というものがあって、いわゆる1月から3月については、直営のグレーダーという機械ですね、敷きならしする機械については除雪機装備になっているんですよ。ですから、道路に持って行って直接やるというのは困難になってくるので、その場合は業者さんをお願いをしてやってもらうということになるので、それ以外の区間では回数をふやさせていただいて対応します。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） なかなか国の配分率も上がってこないということで、完成が見えてこないのかなというふうに思います。

電柱の移設につきましても、平成30年度12月の質問では、今側溝工事やっています。中居までね。槻木に向かって右側ですか、入間田側へ入りましたけれども、今回左側、富沢側、上川

名側、大仏前まで側溝整備されました。そこから下というのは来期というふうにはなるんでしようけれども、どの辺まで計画されているのか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） ことしは、いわゆる大仏前までの区間で、ことしやったのが500メートル程度なんですけど、事業費ベースで相当低くて、来年度に低地排水路まで側溝をまずやって、その後に実は重要構造物をやらなくてはならないんですね。低地排水路に今度ボックスカルバートを入れる工事が待っているんで、それが1億円ちょっとくらいかかるので、その辺の事業費配分上も心配ですし、一気に2億円とか3億円とかという要望が可能なのかどうかというのも定かでないんで、その辺調整させていただいてということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○4番（平間幸弘君） なかなか工事が進まない理由も大体わかったというか、結局、国の交付額の配分率が低くなっている状況にあると。41%が22%という、さらに半分になるというのは非常に辛いところかなというふうに思います。せめて令和2年度、それから、令和3年度はあれでしょうけれども、令和4年度に向けて配分率が上がるように努力をお願いしたいところです。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて、4番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

次に、14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

○14番（有賀光子君） 14番有賀光子です。大綱2問質問いたします。

#### 1、産後ケア事業の推進を。

産後ケア事業とは、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものです。

近年、核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、鬱状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況です。

産前産後の育児不安や鬱状態が、子供の虐待の誘因になることも指摘されており、産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、母親の孤立を防ぎ、生活している地域でさまざまな支援を行うことが重要な政策課題となっています。

令和元年12月6日に公布された、母子保健法の一部を改正する法律により、産後ケア事業は母子保健法上、市町村の母子保健施策の一環として明確に位置づけられました。産後ケア事業の法制化によって、どのような政策効果が期待できますか、町の見解を伺います。

## 2、産後ドゥーラの推進を。

東京都中野区では、子ども・子育て支援事業計画の取り組みとして、妊娠・出産・子育てトータルケア事業を平成27年10月から実施しています。産前・産後の子育てを切れ目なく応援することを目的としています。

その事業の一環に、ケア専門家派遣「産後ドゥーラ」があります。産前産後の母親の過ごし方、赤ちゃんのお世話に必要な知識や技術を持ったケア専門家（産後ドゥーラ）が自宅に伺い、家事や赤ちゃん、その兄弟のお世話、育児相談など、母親の援助を行います。

産後ドゥーラは、産前産後の女性に寄り添い、支えることに焦点を当て、産前産後期の特有のニーズに応え、家族全体を支える新しい存在です。欧米など諸外国でも、一職業として確立しており、日本では平成24年に養成を開始し、妊娠、出産、子育てを支える知識、実践方法、あり方を体系的に学び、認定されます。その活動は全国各地に広がりつつあります。

母親の心に寄り添いながら悩みなどに耳を傾け、子育てが軌道に乗るまでの期間、日常生活を支えてくれる専門家、産後ドゥーラを本町でも推進してはどうか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

まず、産後ケアの推進でございます。

令和元年12月6日に、母子保健法の一部を改正する法律が公布されました。この法律において、市町村は出産後1年を経過しない女子及び乳児に対し、産後ケア事業を行うよう努めなければならないことが規定されました。また、市町村での準備等に一定の期間を有することから、公布後2年以内の政令で定める日から施行することとされています。

産後ケア事業の実施方法としては、病院や診療所などの空きベッドを利用する短期入所型、日中、心身のケアや育児サポートを実施する通所型（デイサービス型）、利用者の自宅に赴き支援する居宅訪問型（アウトリーチ型）があります。実施に際しては、助産師、保健師、または看護師のほか、新生児に関しての知識を有する者等、専門職の配置が必要とされます。

しかし、産後ケア事業化するためには、専門職の人材を獲得することが難しく、委託先が少ないため、引受先を探すことが困難な状況です。また、実施医療機関の不足は、県全体での共

通課題であるため、県や県医師会を含めた広域的な体制整備が必要と考えます。

当町の現状においては、産後ケア事業を委託してはおりませんが、支援が必要な産婦につきましては、産科医療機関と連携し、町保健師が訪問して、産婦の気持ちに寄り添った支援を行っております。

また、子育て世代包括支援センターや母子健康手帳交付時の相談、産婦・新生児訪問などの母子健康事業と連携を図り、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく実施できております。そのため、これまでに産婦の方から産後ケアについての要望はございませんでした。

産後ケア事業の補助要件に産婦健診の実施がありますが、これまで妊婦健診のように県内統一の委託事業で実施されておりました。県内全市町村と県子ども・家庭支援課、宮城県医師会で妊婦健康診査委託契約に係る協議会を開催しておりますが、その中で協議が進み、今年秋ごろから県内産科医療機関に産婦健診を委託できる見通しとなりました。

今後、町では、それらに合わせて産婦健診の体制を整え、これまで以上に産後の支援が必要な方に、メンタルヘルス対策を結びつけてまいりたいと考えております。

大綱2点目、産後ドゥーラの推進でございます。

産後ドゥーラは、養成認定機関である一般社団法人ドゥーラ協会による養成講座を受けた女性が、出産後間もない母親の自宅を訪問し、母親に寄り添い、家事や育児等を有償で行う方であると認識しております。

町では、産前産後の子育て支援施策として、平成28年度から育児ヘルプサービス支援事業に取り組んでおります。これは、産前産後期の母親の自宅に、介護福祉士等の資格を持ったホームヘルパーを派遣して、お子さんの育児支援や家事支援を行う事業です。事業実施に当たり、町が民間の事業者1カ所と委託契約を取り交わし、平成30年度は5人が登録、そのうち2の方が利用されております。

町としては、今後も、産後ドゥーラと同じような事業内容の育児ヘルプサービス支援事業を利用いただけるよう推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。はい、どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今回の、今、町長の答弁で、産後ケアの事業化は難しいということですが、産後健診のほうは県内で一律に実施していくということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 妊婦健診の委託契約に係る協議会というところに県内の全市町

村が入って、県と医師会とあわせて協議をしているんですが、柴田町からも毎年のように要望を出しているのと、あと、いろいろなほかの市町村からも要望が出されておりました。ことしの夏ごろに検討するというお話をいただいていたんですが、今月に入って、ことしの秋から統一して県内一律にやれる見通しになったということで、電話の連絡なんですけど伺っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうしますと、この産婦健診の時期は秋ごろということですが、何月ごろを目安に出されているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 委託契約の協議会のほうが7月ごろに開催する予定に現在のところはなっているんですが、そこでスケジュールやひな形が示されるという予定にはなっておりません。これは、あわせて予防接種の協議会も一緒に行っているんですが、乳児の新しいロタウイルスという予防接種が入るんですが、それが10月と法律でもう決まっていますので、それに向けて一緒に検討されるのかなというふうに思っているんですが、県のほうからは、秋ごろという表現でしかお話はされていないので、多分その予防接種のロタ、その後でこの産婦健診になろうかなというふうには考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 産婦健診がもし県内で実施されますと、すると、この産後ケア事業の補助事業である産後ケアの事業は、今後は実施しやすくなると思っておりますのでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 産婦健診が県内というようにことなんですけど、国の補助金は産婦健康診査事業助成、国の補助金を受ける場合なんですけれども、それを行う場合は、産後ケアも同時に実施しなければ補助の要件にはならないので、産婦健診が県内一律で妊婦さんの健診のように行えますと、委託先があれば産後ケアは実施しやすいという、ハードルが非常に今までよりは低くなるというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 以前にお話、令和元年の出生数が少ないと伺いましたけれども、これは平成30年度に比べて現在、昨年と人数はどのぐらいだったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 出生数なんですけど、平成30年は、年集計なので出生は261人、令和元年223人ということで38人ほど少なくなりました。平成27年まではずっと300人ペースで



生まれていて、平成28年以降260人ペースできたのが、令和元年になって223人ときたときに、階段状に本当に減ってきているというのを感じているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） その中で、産後に支援が必要な産婦さんという方は何人ぐらいいるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 産後に支援の必要な方は、平成30年ですと産婦さん4人ですね、今年度2月末までの集計なんですけど、今年度は6名の方がいらっしゃいます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 妊娠すると、産後鬱というのにほとんどの方がなるというお話も聞きました。その産後鬱のチェック、新生児訪問を柴田町ではやっていると思いますけれども、その中でも気になる方というのは何人いらっしゃるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 新生児訪問の中でE P D Sということで、産後うつ病質問票というチェックリストを使って産婦さん全員に面接を行っているんですけども、いわゆる産後鬱の方は、パーセントでいえば10から20%というふうに言われておりまして、一般的にマタニティブルーズというふうに皆さん聞いたことがあるかなとは思いますが、こちらは鬱とは概念では分けられております。

マタニティブルーズのほうは、女性のホルモンの変化によって起きるものなので、1週間でよくなる方がほとんどです。涙もろくなったり、不安とかいらいら感があるものが、そちらで大体3割の方が起きるといふふうに言われております。

柴田町では、産後うつ病質問票を使って、平成30年度の件数ですと、気になる方は14件いらっしゃいました。14人ですね。でも、その方は、産後鬱になる方はどなたもいらっしゃらず、平成30年度はゼロでした。ただ、今年度、非常に産婦のケアの方も多いんですが、産後鬱、E P D Sと言われる高得点の方が17人と、2月末までの集計で出生が減っていて人数が少ないんですが、気になる産婦さんがふえている。ことしに関しては、本当に産後鬱で病院の治療が必要な方がお一人いらっしゃいました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、現在、産後ケアに取り組む自治体が結構、こちら宮城県でもふえてきております。そして、県内、以前にしたときはほとんど余り、岩沼市あたりぐらい

だったのが、今現在は県内の現状ではいかがか教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 平成30年度まで県内4市町、仙台市、名取市、岩沼市、加美町さんのほうでやられていたんですが、今年度から山元町さんがふえて、今のところ県内5市町が取り組んでいる状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 前回の質問で、山元町は今年度から始まったということで、そうすると、病院のほうのスズキ記念病院のほうにしているということでお話ししたとき、柴田町もいかがでしょうかとお話しさせていただきました。その後どうなっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 岩沼市の産科専門の医療機関のほうに山元町さんが委託されるということで、柴田町のほうからもご連絡をして確認したところ、受け入れていたとしても、柴田町と委託契約をして受け入れをしても、岩沼市の病院としては1日1人しか、あちらのマンパワーもないので受け入れが困難、何カ市町村の受け手も1人というお話をいただいている、ほとんど岩沼市の産婦さんも、きちんと毎日のように行けるところではないというのが現状でした。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） ほとんどいないということは、申し込みはあるけれども、スズキ記念病院のほうでは、そういう受け入れが難しいというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 病院のほうからは、本来であれば、本人が求めるときにケアができるのが一番いいんですが、病院のスペースの関係、職員の関係があって、病院の事情の日にちしか受け入れられないというふうなことをお話しいただきました。こちらがお願いしたい人と必ずしも会うとは限らず、ほかの町の方がもうそこに予約が入っていれば受け入れられないというお話はいただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 受け入れられないというのは泊まりのほうですか、それとも日帰りというか、デイサービスのほうでもこの産婦のあれをやっていますけれども、日帰りというか、そういうもののほうはどうなのでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 岩沼市の病院のほうは、産後のデイケアということで、宿泊事業については検討の段階というふうには町のほうには回答いただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。柴田町でも今回産婦健診のほうを進めていくということで、ことし秋からやるということで、一日も早く、またそれに伴って鬱のほう、こちらの事業も進めていけるように、よろしくお願いします。

次に、産後ドゥーラの推進ということでお聞きします。

この産後ドゥーラについて、町では産後ドゥーラではなくて、育児ヘルプサービス支援を行っているということでした。平成30年度は2名利用したということでしたが、今年度は何人利用しているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 柴田町で平成28年度から行っております育児ヘルプサービス事業になります。こちらのほう、令和元年度につきましては、登録が6件、利用者が2件ということで、利用回数が20回になっておりまして、利用時間は37時間ということになっております。こちらのほうにつきましては、2月21日現在という数字になってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） この育児ヘルプサービスという事業なんですけれども、結構人数的には少ないんですけれども、鬱というか、なっている方は結構いると思うんですけれども、役場のほうのあれだと、母子健康手帳交付のときから事業はお話をすると思うんですけれども、そういうときのお話というのは、そのお母さんたちに寄り添ったお話というか、どういうふうに進めているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 母子健康手帳交付のときに、妊婦さん全員に「子育てのセルフプラン」というA4サイズのものをお渡ししているんですけれども、出産までに必要なことや、こういった支援サービス、生まれてからこうですよというものを1項目ずつチェックリストを使って、妊婦さんと確認していっているものをお渡ししております。その中で、育児ヘルプサービスについてもお話をさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 昨年12月に、このドゥーラについて仙台のほうで研修がありました。そこに参加させていただいたとき、中野区のほうでやっているということでお話を聞きました。

そして、中野区では、産前産後を平成20年度からトータルで支援していくということが大事だというお話をしておりました。そして、産前には保健師さんが全ての妊婦の面談も実施し、周りで支援していくことが重要と考え、産前には保健師等が全ての妊産婦の面談を実施し、周囲のサポートや夫婦の仕事状況、そして上のお子さんの家庭の状況などを詳しく伺い、そして妊娠から出産まで子育て期の支援プランを作成し、一人一人に適したサービスの情報提供を行い、産後ケアの利用につなげておるといってお話をしておりましたが、柴田町ではどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 柴田町では、母子健康手帳交付も保健師のほう、職員が行っておりますので、本当に全員最初から面談をして、家族状況、家庭の状況、今回の妊娠に至った経過も含めてお話しし、あと子どもを迎え入れる気持ちとか、家族はどういうふうに関わっているか、妊娠を受けとめているかとか、そういった細かいこともお話をした上でサポートをしております。

多分、東京都のように大きいところだと、母子健康手帳交付は保健師が行うのではなく、交付は交付、あと面接は面接というふうに分けていらっしゃると思うんですが、柴田町はちょうど全員に面接できる規模でございますので、その点は全員がきちんと、いわゆる専門職と言われる者が対応していると考えていただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 中野区は結構人口も33万人で、出生も平成29年は2,768人で、そして平成30年は前年よりも200人増というふうにしておりました。そして、その中から、先ほど、母子手帳とかあれするときに面談して、その中から柴田町としては気になる方がいらっしゃるという方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 産前、妊婦さんの中でということなんですけれども、平成30年度が妊婦さんでは5名の方、この子育てセルフプランをお話ししながら書いていても、ちょっと気になる方ということで、妊娠中からの支援は平成30年は5名の方、その方々がお生まれになって、今回、令和元年が産婦さん6人ということで、フォローが多いのかなというふうに思っております。今年度に関しては2月末までなんですけど、妊婦さんは2人の方に支援プランをつくって、個別の家庭訪問も含めて行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、その気になる方は家のほうに訪問して伺って、そしてお話をしているということなんですけれども、しっかりお話は相手には届いているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 非常に妊娠すると一遍にたくさんのことを覚えなければならぬとか、あと制度や準備、家族のことというふうなことで、今までとは全く違う生活に妊婦さんたちはなることが多いので、内容としては、一回でお話はしたとしても、文字で残してはきますが、その後も定期的に、人によっては1カ月後であったり2カ月後であったり、短い方だと2週間後に確認するというので、ご本人に合わせて内容のほうを確認させていただいております。

主に多いものが、心身の健康、育児や何らかの不安、あと養育環境の中で未入籍であったり、家族関係のことがちょっと大変かなという方もいらっしゃるのと、あとは、この地域に支援者がどなたもいらっしゃらない、あとは双子であって自分一人で見なければいけないとか、そういったことの内容が多く、一遍にはのみ込むことが困難であっても、出産のときまでは十分そこは対応できていると思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） この産後ドゥーラのほうで調べて、中野区で調べたときに、どういう方が、年代別に出産した方で、30代から40代の方が7割もいると。そうすると、そういう方が結構相談に来たり、この事業を取り入れているとお話も聞きました。そういう意味でも、柴田町では、先ほど出産が二百六十何名とお話がありましたけれども、年代数はわかりますか。

○議長（高橋たい子君） 再答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今、手元に年代の数値がありませんので、後ほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 済みません、それでは、よろしくお願ひします。

あと、このドゥーラというのは、まだ意外と一般的にこっち、全国的にはまだ知られてはいないんですけれども、ほとんどが現在は東京のほうが多いということで、全国で大体450名ぐらいの方が、今その講習を受けているということなんですけれども、その中でも、今回、宮城県でも最初に仙台市。宮城県では4名の方が、このドゥーラの研修を受けているということです。

そして、その中で、仙台市が4名のうち2名か3名、あと丸森町の方が今回こちらのほうもちょうど今受けて、勉強して、今回こちらをきちんと取ったということなんです。その丸森町

の方は若い方で20代、結婚してこちらのほうに来て、すぐドゥーラの研修を受けたいということでお話をお聞きました。柴田町でも、その研修を、まず年代的には20代から結構60代以上、65歳までは研修を受けている方、年配の方も受けているという方が結構いらっしゃるということですが、町で、まず最初一歩として、その保健と幼稚園の先生とかおやめになった方とか、そういう方を進めていくということの考えはあるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） こちらの産後ドゥーラということでは、一般社団法人ドゥーラ協会というところで育成をしているということで、結構資格を取得するために金額もかかるということで、最終的にはなりわいを求めてそういった資格を取って、そういった手助けをしながら収入を得るといような流れになります。

今のところ、町のほうは、先ほどお話しさせていただきましたように、育児ヘルプサービスの事業のほうで、産前産後、産前4週、産後8週の間家事等の手伝いをできるようにということで事業を推進しております。こちらのほうの利用をまずもっては、町長の答弁にもありましたように推進していきたいということで、その産後ドゥーラにつきましては、今のところそういった要望も聞いたこともございませんので、そういった考えは今のところは持っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 柴田町では、今、ヘルプサービス支援事業、育児ヘルプ支援事業に取り組むということなんですけれども、もちろんそちらも大事ですけれども、ただ、こちら産後ドゥーラというのは、一人の方を最後まできちんと、最初から最後まで見て、本当に友達みたいに相談に乗ってやっていくというところが、すごく相手の本音というか気持ちを開いてやるというのが大事だと思うんですね。こちらのほうだと、ヘルプサービス支援事業はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 町の育児ヘルプサービス事業につきましては、居宅介護支援事業所、それから訪問介護事業所を対象に、町のほうと契約を結ばせていただきまして、その中でどういった支援が必要なのか、その家庭のほうにお邪魔をさせていただいて、担当も一緒にお邪魔をさせていただいて、その中で計画をまずもって立てさせていただきます。そして、できれば、そこに入る方につきましては、同じ方が継続して入れるようにということで配慮いただくような形で進めさせていただいております。また、その入っていただいた方が例えばだ

めだということであれば、違う方ということで対応させていただくということで考えております、行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） お母さんたちが申し込みしたときには、必ずしも同じ人ではなくて、違う人が行ったりする場合もあるというふうに捉えていいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） できる限りその内容がわかる方で、継続をして行っているというのが現状でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。この産後ドゥーラ、先ほど、丸森町でも若い方が今回取って、これからいろいろサポートしていくというお話でしたけれども、この講習を受けるには結構金額もかなり高いということで、それを丸森町では、地域おこし隊のふるさと納税の100万円のほうで、こちらを利用したというお話も聞きました。そういう意味でも、柴田町でもいろいろお話を聞いてやっていただきたいと思いますので、要望といたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 先ほどの答弁漏れがありますので、健康推進課長どうぞ。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 先ほど妊婦さんの年齢ということだったんですけども、町のほうで統計をとるときに、10代の妊婦さん、あとは40代以上の妊婦さん、あとはそれ以外ということで、20代・30代という3つの区分けにしております。平成30年度なんですけれども、256人に母子健康手帳を交付したんですが、10代がお二人、20代・30代合わせて249人、40代が5人ということになっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて、14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時再開といたします。

午前10時43分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番広沢真君、質問席において質問してください。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。大綱2問、質問いたします。

1、パンデミック時の対応は。

新型コロナウイルスの感染が広がっています。最初の発症地中国での初動の情報隠蔽やウイルスに対する知識、医療体制が不十分な地域からの発症ということもあり、世界に広がりを見せています。

SARSのときや新型インフルエンザの流行時にも経験しているはずですが、マスクが売り場からなくなったり、外国人に対する差別や偏見が生じたりと、パニックにもなっています。伝染性が強く、パンデミックが起りやすいウイルスが発生したときの対応をどうするのかが問われますが、以前議会で取り上げたとき、町の考えは基本的に国の指示に従うという答弁が中心でした。そこで、その後の変化と対応マニュアルについて伺います。

1) 感染者発見時の情報共有は怎么样了のか。

2) 検査、受診、隔離の体制は。

3) 最悪の場合、経済活動が麻痺することも考えられるが、その際の町民に対する救援体制は。

2、障害者医療費助成を利用して医療機関を受診する際の手続を簡略化できないか。

先日、障がい者の家族を持つ方から、「医療機関を受診する際、1回ごとに書類の提出を求められるが、成人しても知的障害があるために本人は記入できず、年老いた親が記入して提出するのが大変になっている。また、自分が亡くなった後のことを考えると不安だ」という相談を受けました。障害者医療費助成の申請は、1回申請をすると1年ごとに自動更新となりますが、医療機関を受診する際の手続を簡略化し、障害者手帳などの提示だけで済むようにできないか伺います。

以上2問です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、大綱2点ございました。

まず1点目、パンデミック時の対応でございます。

3点ほどございましたが、1点目、2点目は一括でお答えをさせていただきます。

吉田議員への答弁でもお答えしましたが、検査については一般医療機関で検査ができず、行



政検査のみとなっております。風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方、強いだるさ・息苦しさがある方、高齢者や基礎疾患がある方で上記の症状が2日程度続く場合、まずは宮城県の一般電話相談窓口にご相談いただき、電話での聞き取りの結果、感染の疑いがあると判断された場合は、県内16カ所に設置された専門の帰国者・接触者外来が紹介されます。外来の病院名は、受診者が殺到するおそれがあるため公表されておりません。

外来では、患者のたんなどの検体を取り、県保健環境センター、仙台市衛生研究所で検査となりますが、新たに1カ所検査を行えるように県で調整を進めています。検査の結果、感染している場合は、基本的に感染症指定医療機関に入院することになっています。指定医療機関県内7カ所に加え、3カ所の医療機関でも可能となり10カ所となりました。

指定感染症につきましては保健所が対応することとなっておりますが、患者公表の基準も現在県が検討しているところです。そのため、感染者が出た場合でも、町単独で対応できるものではございません。

現在、クルーズ船「タイヤモンド・プリンセス号」に乗っていた方1名以外は、宮城県内で感染者情報はございません。町ができることといたしましては、感染予防及び相談窓口の周知など、ウイルス対策の正しい情報提供となります。今後も情報収集に努め、最新の情報を発信してまいります。

3点目、日本には年間3,200万人の外国人観光客が訪れており、各観光地の小売店や外食産業は、もはや外国人観光客なしには成り立たなくなっています。しかも、そのうち半分以上は、中国、香港、台湾といった中華圏からの観光客であり、特に中国本土からの観光客は約1,000万人と突出しています。中国からの観光客が減っていることで、大手デパートでは、春節の期間に売り上げが5%から15%減ったという情報もあります。

また、企業への影響としては、中国に集まっている多くの生産工場では、本格的な操業再開に時間がかかりそうなことから、地元の企業においても部品の調達に滞り、一時生産をストップする事態となっております。仮に経済活動が麻痺した最悪な場合には、国や県が責任を持って支援策を講じてもらわないといけないというふうに思っております。

町民が受ける直接的な影響としては、輸入品が入らなくなり物流がストップし、スーパーや小売店から食料品や生活関連物資がなくなり価格が高騰すること、また、買い占め及び売り惜しみが生じる心配が出てきます。町としては、新型コロナウイルスへの対応とあわせて、町民や事業者の皆様、町民生活及び地域経済の安定のために適切な行動を心がけるとともに、事業者の皆様には万一の場合に係る備えを呼びかけていきたいと思っております。

大綱2点目、障害者医療助成の手続の簡素化でございます。

現在、柴田町の障害者医療費の助成は、助成対象者が医療機関等において医療費窓口負担分を全額支払い、後に窓口負担分を町から助成を受ける償還払い方式で実施しております。県内における障害者医療費の助成も、ほとんどの市町村が償還払い方式で実施されています。

その他の助成方式としては、自動償還払い方式と現物給付方式があり、自動償還払い方式は市町村内の医療費助成システムと国保会計システムとを連動させ、医療機関に提出する助成申請を省略する方式で、仙台市を含む6市町で実施しています。また、現物給付方式を実施しているのは気仙沼市と南三陸町で、気仙沼市医師会加入の医療機関対象のみですが、一部現物給付を実施しています。

県においては、平成30年度より心身障害者医療制度の助成方式と給付対象者の拡大について検討が行われ、令和元年10月から精神障害者保健福祉手帳1級の方も助成対象となり、制度の拡大が図られました。助成方式についても検討されましたが、現物給付方式では受診者数の増加につながり、国民健康保険国庫負担金が減額となります。また、実施に当たっては、助成システム改修など財政面においても大きな負担となることや、宮城県医師会の協力も必要であることから、現行の償還払い方式から助成方式を変更することについては、県内統一するまでに至っておりません。また、本町だけで現物給付に移行することは大変困難であると考えられることから、引き続き県主導で、現物給付に向けた取り組みをお願いしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 大綱の順番を変えて、大綱2問目から伺っていきたいと思いますが、今のご答弁で、私が言おうとした現物給付に変えられないかというお話については、難しいという答えが返ってきたんですが、現状をちょっとお話ししておきます。

それは極端な例だろうと言われればそれまでかもしれませんが、私が受けたお話は、80代の親御さんが40代の障害を抱えている方の介助をしているという例で、毎年、申請書を30枚ぐらいどんとよこされて、1医療機関を受診するたびに、個人病院で1カ月に1枚、それから調剤薬局に1枚、総合病院各診療科ごとだと1カ月に1枚、入院と外来が重なったときには1枚ずつ提出ということで、そういう数をよこされるんでしょうけれども、年々介助をする保護者の方の年齢が進むにつれて、通院に付き添う、受付・受診の際の手続もかなり大変になっているということと、それから質問文にも書きましたが、将来自分が介助できなくなったときに、当然、知的な障害を持っている方だと手続などはできませんので、どうなるんだろうかというふ

うな不安を述べられていたところであります。

そして、当然、助成を受けるための手続で公費を使うわけですから、手続が厳密にならざるを得ないというのはわかるんですが、この制度に関する書式を調べても、かなりいっぱい、毎年の所得を見ながら、変更があった場合には変更、あるいはやめるときにも、それから申請を却下するときにも、それから受給者証を交付する際、また再交付する際も、基本申請主義なので申請の書式が多くなるのはわかるんですが、ただ、厳密に制度を運用しようということによって、実際に利用者がどのように感じて受診をしているかということについて、もう少し心を砕く必要があるのではないかなというふうに感じた次第です。

今、問題になっている医療費助成申請書、書く欄には、受給者の氏名と判こ、あと受給者番号の証明書の番号等を記入して、あとは医療機関が記入するとなっているんですが、これを月に1回だったらいいですけれども、障がい者だって年齢を経ればあちらこちらで複数の医療機関にかかる場合もあるので、そのたびに出すということが非常に苦痛だということなんです。実際に現物給付に変えるというふうになった場合に、単独だと、改めて伺いますが、現状でどのような課題が出てくるのかというのを改めて伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、医療費助成については、現物給付に移行する際に、まず医師会のほうにご相談しなければならないかと思えます。受給者証の資格証を持って受診した場合において、1割負担を取らないでいいと。現在の子ども医療の助成と同じように、そういった形になるかと思えます。そういうことになると、その資格証がどこまで医師会のほうにちゃんと伝わるかという形になりますので、例えば柴田郡医師会のほうに了解をとったとしても、実際にかかるのが仙台市の病院だったら該当はしないという形になってしまう。そこでは、助成申請書を提出していただくという形になってしまうわけです。ですから、現在、現物給付をやっている気仙沼市の医師会のほうは、そのエリア内だけの現物給付だけになってしまいます。それも国保加入者というふうな形で限定されてきますので、ですから、現物給付に移行するのであれば、やはり最低でも県単位でいただかないと、その効果は発揮されないのかなというふうな形になるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） あとは、国保にかかわるところでいうと、現物給付にするとペナルティーが来る、子ども医療費の助成のときもそうでしたが、実際に、現状でもし仮に現物給付になった場合のペナルティーというのは、どれぐらい来るというふうに考えているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 全国で、この医療費助成を現物給付化した県があります。その実績、直近の実績で県のほうも調べていた結果、大体医療費が1.3倍になるという数字が現在出ております。それから見まして、実際に国保のほうの減額というふうなところについては、小学校就学以降の場合について、1割相当額だと0.91分の差が増加したとみなされますので、実際では1割分が国庫補助のほうが減らされると。さらに2分の1という形にはなりませんけれども、逆にゼロ割負担という形で、今回、医療費助成ですから本人負担はありませんので、そうした場合には約16%の医療費の増があったとみなされますので、その2分の1が交付金としての減額になるという形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 現物給付ではなく、自動償還のシステムにする場合には、どのようなハードルがあるのかというのをもう一つ伺いたいのですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） もう一つの方法の自動償還払いというところですが、こちらのほうは償還払いと名がついておりますので、一旦は窓口でご負担したお金、1割負担なり負担すべき割合の負担をしていただくと。これまでの黄色い紙とか助成申請書、通常黄色い紙と書かれているものですが、そちらのほうの提出をしないでいいという形になっております。

そちらのほうは、町に来るレセプトによって、その医療費助成対象者の分を、今までは助成申請書に点数を書いていただいて、それが町に戻ってきて、保険の給付とかの割合を全部チェックした後、社会保険、国民健康保険分けて、賦課給付も分けて、そこから助成金額の本当の負担額を助成していたという形のを、助成申請書が戻ってこないかわりに、レセプトに基づいて助成をするという形のものになります。

この場合においては、まず、そのレセプトを使っていいかというところでまず承認をいただかなければならないことと、事務手続上、連合会のほうとやりとりが必要になってきます。そちらのほうの部分でやっていただくというところで、先ほど町長答弁にもあったように、仙台市とかそういったところでは実際やっておりますので、そちらのほうについては可能などころではあるかと思いますが、現在、今進めている中においても、先ほど言ったように、医師会との必ずお話し合いを進めていかなければならないということがありますので、そうすると、地元でほとんどかかっていたくようなところであれば結構給付のほうは網羅できると思うのですが、どうしても町外の医療機関が多くかかる率が高いと、余り効果が出てこないというのが

実際に出てくる問題なのかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 限定の例えば柴田郡の医師会との話し合いの中で、柴田郡あるいは柴田町の医療機関というところで限定するといった場合ですと、まず、話し合いを持つことは可能ではないかと思うのですが、その辺の話を医師会としたことはあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今のところはまだ実施しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） では、いきなり制度を変えるという返答も出てくるとは思っていなかったのですが、その分については、ぜひ機会をつくって医師会に相談を持ちかけてみてはいかがかなというふうに思います。

当然、今も申請書類を1医療機関に対して1カ月に1枚出し続けやっているわけで、その部分の負担を感じている人がいるだけに、普通のというか障害者医療費助成を受けている対象でない人と比べれば少数かもしれませんが、ただ現状で、その制度が、助成を受ける人に対して必ずしも寄り添えていないという部分もありますので、その部分も含めて、ぜひ医師会の意見も聞きながら検討していただきたいというふうに思います。そこは要望事項でいいです。

大綱1問目いきます。

今の状況については、皆さん言うまでもなく体感しておられますし、毎日のように、これでもかというぐらいマスコミ等の報道があるので、国連のWHOはまだパンデミックと言っていないませんが、どこからパンデミックなのかちょっとわからなくなっているぐらい、今までにない流行の広がりを見せているということでもあります。

そこで、さらに現状ですが、今の医療体制というか、感染が疑われたというふうになった場合に、当然県の電話で、県に対して電話で相談して、例えばすぐ検査医療機関に紹介がされるのかどうか。私の認識ですと、今回の場合、インフルエンザのように簡易検査キットができていたわけではなく、ウイルスの特定のためにPCRという特殊な検査法を使っているはずなんです。そのPCRの検査が受けられる体制に宮城県はなっているのかどうかということ。町が持っている情報で構いませんので、大体相談すればすぐ受けられるのかどうかということ伺いたいと思うんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） PCR検査なんです。県内でできる場所は、町長が先ほど

答弁の中でお話をした保健環境センター、あとは仙台市の衛生研究所と、あと多分今週末からだと思うんですけども、宮城県の医師会健康センターの3カ所での検査になると思います。現在ですと、まだ行政検査ということで、一般の検査機関では検査ができないものになっております。

こちらは、ご本人が希望したからといって必ず検査が受けられるものではなく、その割り振りといいますか、それはまだ保健所のほうで行っております。3月3日現在ですと、PCR検査した数は、県のホームページで公表されているので手元にあるものと、3月3日24時時点なので、宮城県では56の方が検査をされていて、PCR陽性者は1名のみです。これがダイヤモンド・プリンセス号に乗っていた方で、経過を見ていたら症状があつて陽性者になった。それで、そのまま入院したという方になっております。

保健所さんのほうに聞きましたら、回答できるものではないので回答はいただけないんですけども、相談した方で非常にリスクが高いと思われる人のみ検査機関のほうに紹介をして、保健所で連れていく、またはご本人が指示のあった医療機関に直接行く、場所も外来の仕方も一般の外来とは違って、非常に決められた状態で行っているということの情報が町には入っていますが、それ以上は何とも、柴田町の方がしたかどうかとも全然内容はわからない状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） その際、体がぐあい悪くても簡単に受診せずにまず電話ということで、とりあえず自宅待機というふうになっている場合があるんですが、その辺の問題というのは、県のほうからどういうふうには知らされているのか。むしろコロナでなくても、ほかのインフルエンザだったり、ほかの感染症、あるいは病気などで我慢をして家にいることによって、治療がおくれるなんていうケースも考えられなくはないんですが、その辺の対策についてはどのように知らされているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 自宅待機、非常に悩ましいところなんですけど、いわゆる季節性のインフルエンザであれば、38度はすぐに24時間たてば熱が上がるということで非常にわかりやすいかなというふうには思うんですが、そういった症状についても、いつから熱が出たとか、どんな状態とか、それを保健所のほうで割り振りをさせてもらって、すぐ近くの医療機関でそれは受診したほうがいいのか、あともう少し様子を見てくださいますかとか、そういうお話をしているそうでした。あとは、今、県の相談窓口も24時間体制になっているので、そちらのほうも非常に何百件と電話が来ているということで、夜でもお電話が入るとことは伺ってはおりま

す。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、パニックの片りんは見られますけれども、まだそこまで深刻な状態になっていないなというふうな気はするんですが、今後こちらにというか柴田町に近づいてくるといふ可能性も当然あるので、その部分はきちっと見きわめつつ、パニックにならないような体制が必要だといふふうに思います。

実際には、医療機関を受診する云々も含めて我々が手を出せる問題ではないので、その部分は様子を見るというふうにしますが、ただ、今、町の中で起こっていることはよく見ておかななくてはならないなと思うのは、皆さんご存じのとおりマスクは当然のこと、紙製品であるティッシュペーパーとかトイレットペーパーまで、一見関係ないように見えてなくなっていますし、今度は食料品の米などの買い占めが一部で始まっているなんていうのもあるので、実際に町民の生活に大きな影響がもう既に出てきているということですよ。

紙製品については、中国でつくっている紙製品が輸入できなくなるから、いずれはなくなるぞというインターネットのつぶやきが一気に広がったという話がありますが、かつてのオイルショックを思い出させるような話ですけども、今、拡散の速度が全然違いますので、誰かがつぶやいて一瞬で全世界に広がる時代ですから、その部分は非常に警戒しなくてはならないなというふうに思います。

町長のご答弁でも、町でできることは余りないというふうなお話でしたが、ただ私、この際に、パンデミックが起こったときの地方自治体の対応というのを考えておく必要があるなというふうに思います。というのは、きのうあたりの報道でも、一斉休校によって子どもたちが家にいることによって職員が出てこられなくなった。300人近くの職員が出てこられなくなる可能性があるという自治体が報道されていました。そういう事態も、当然、我が柴田町役場でも考えられますし、役場の中で感染者が出た場合の役場の体制を維持、そして対策を打つということについて、一定上の想定が必要ではないかというふうに思います。

私、想定したのはちょっと極端かもしれませんが、ある日、2階の特別会議室で庁議をやっていました。その庁議のメンバーの中から2日後疑われる症状が出て、県の電話にかけたら受診して検査を受けてくださいというふうになりました。その会議にいた人たちが濃厚接触者になる可能性があるといった場合に、例えば庁議メンバーだと、ここにいるメンバー皆さん対象になる可能性がありますよね。そういった場合に、役場内の各課の仕事も含めて、どういう指揮命令系統になるのか、どういう体制になるのかというのを考えておかななくてはならないなと。

全くあり得ないという話ではないと思うのです。そのあたりをどのように考えているか、危機管理体制をどのように考えているかというのをまず伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今おっしゃられている、今まで対策本部2回開催しておりまして、それらのものも一応シミュレーション的なものも考えてございます。最悪を考えまして、それらも想定に入れながら今後対応していかなければならないということになってはいますが、具体的な対処法というものは、今、具体的なものは出せていない状況です。

○議長（高橋たい子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 補足したいと思います。

町のほうでは、以前の新型インフルエンザ（H1N1）のときに対策BCPをつくっております。これは仕事を続ける、これはやめる。あれは強毒性で、25%の職員が出勤しなくなった、2週間から2カ月を想定して、どの業務をやめたらいいか続けたらいいかというものでした。今回、本部のほうでは、このBCPをコロナウイルスにもうまく当てはめられるようにということで、直す準備をしておりますので、それができてくると大分はっきりしてくるのかなというふうには思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） ちなみに、毅然としてそういう対策が打たれる感染者数ですかね、何年前に季節性のインフルエンザで職員が一気に感染して、四十何人感染したことによって、業務がこれからどうなるんだろうというところまでいきかけたときがあったと思うのですが、その場合の想定として、役場の仕事を制限しなければならない状況というのは、どんな状況なのかということだけは伺いたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 一番悩ましいところは、潜伏期間と言われるときをどう過ごすかということかと思うんですけども、インフルエンザであれば48時間、2日間、症状が出れば残り5日間ということで、大体家族でかかり始めても2週間で完結するだろうと。それが五月雨式に続くので、2カ月で第1波は終わると。ただ、その後、第2波が必ず来ますので、それが第2波、第3波ということで小さくなってきて、向こう半年ぐらいで何とか終わるといふふうに世界的大流行のときは言われているんですが、今回のコロナウイルスは、その1日から12.5日と言われている潜伏期間をどう読むかによっても、全然専門の先生方が言われる説が全く変わってくるので、インフルエンザのように2日でうつって症状が出るようなものと、長



さをどう見るかというのが一番ですね。

元気なうちに自宅待機とかそれをやっていくというのが難しければ、いわゆるパーソナルエリアというんですけれども、手を広げて届く範囲に人が寄らないようにするとか、1人ずつ席をあけて業務に当たる、向かい合わないとか、隣同士でお話をするとか、そういうリスクを低減していくやり方をまず行っていくということに尽きるのかなというふうには思っております。家庭もこれは同じです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） リスク低減のご講義ありがとうございますという感じなんですが、その点でいえば、まだ、今回のコロナウイルスとインフルエンザのケースで違うということは明らかだと思うんです。確かに12日間どうやって過ごすかというのは、なおさら大変で、先ほども総務課長のご答弁でいろいろ検討しているということですが、例えばここからこっこの庁議メンバーが倒れたといった場合に、総指揮をとるのは誰か。ここからこっちというと、町長、副町長、総務課長初め対策本部の中で中心となって進める人たち、危機管理監も含めてですけれども、なった場合の優先順位というか、どういう体制で物事を決めていくのかというのは考えておく必要があるというふうに思うんですね。当然、元気な状態で隔離される場合もあるんですが、そういった場合の判断というのは、例えば感染者が出て、その庁議メンバーが濃厚接触者として疑われるとなった場合、今のところ指揮命令系統の順位というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） ただいま、新型インフルエンザの対策等の組織のほうで管理、前にも吉田議員の質問にもお答えしているんですが、その組織の内容を今構築しておりまして、本部長が町長ということで、副本部長には副町長そして教育長と、3人のうち、3人ということはありませんので、まずはそういうことで指示はできるのかなと思われまして。

その下に総務部ということで、総務課初め4課がおります。また、あとは保健対策部ということで、その19名の課長がおりますので、欠けた場合には課の課長の下には総括班長もごございますので、総括班長にそのかわりを、対策本部のほうの委員としての対応はできるのかなということで考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 難しい質問をして申しわけなかったんですが、そのお三方がなるという可能性は全くないわけではないので、今の状況だとどこから感染するかわからないので、そこ

は頭の中に置いておいてやらなければならないのと、先ほどの健康推進課長のパーソナルスペースという話を会議中も確保することが必要ではないのかなと。どんだけスペースが必要なのっていうのはあるんですが、その辺を感染対策として、まず町民の生活を守るための、役場の中で感染を広げないための努力というのはやってもらう必要があるなというふうに思っていたところです。

その際、町内に感染が拡大するのと同時に、経済活動って、この質問ちょっと私も言葉足らずであれだったんですが、どんなことが聞きたいのかと言われたときに、私が発想していたのは、町長のご答弁にもありましたが、物流がとまって先ほどの買い占めなどが起こったときに、町の中で食料がなくなるというようなことが起こった際に、国の対策を待っていることで、町民をほったらかしにすることにならないかということも考えたんです。

確かに言われるとおり、例えば地震災害、水害のように災害支援協定を結んでいるところから支援が来るといのは、そっちの災害はありますが、今回の場合は日本全国なので、どこから支援が来るといのはなかなか考えにくい状況であります。それでも支援をよこしてくれる場合もあるとは思いますが、その際に、町がどこまでできて、どこまではもうできないのかということも含めて見きわめる必要があるというふうに思うんですが、例えば買い占めなどが起こって、町内のスーパー、コンビニに食料品がなくなっているというふうな状況の場合に、役場は国の姿勢を待ってくださいというふうに言って過ごすのか、それとも、そのときに何らかのことを考えているのかということは改めて聞いてみたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 先ほど町長答弁でもお話ししたとおり、なかなか町としての対応というのは、対策というのはなかなか難しいのかなと思っております。ただ、たまたま今回こういった質問が出て、私も大型スーパーの店長に、特に食料品どれくらいストックしているんでしょうかということをお聞きしました。大型店あたりですと、当然ストックヤードを確保しております。通常であれば食料品、生鮮食品とかそういったのは除きますけれども、通常の生鮮食料品を除く食品であれば、大体1週間から2週間ぐらいのストックヤードがあるということをお聞きしております。

そういったことを踏まえながら、いずれスーパーとかそういったところに、コンビニなんかにもストックしていても、今言ったような期間しかありません。あくまで、繰り返しになりますけれども、町民に最終的には適切な行動をとることを何度も呼びかけていって、とにかく買い

占めはしないようにしてくださいと、やはり皆さんで、ここはみんなでこの町を守っていくというようなスタンスを町民の方に訴えていくしかないのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 商工観光課長のご答弁にあるとおり、1週間のストックヤードがあるという、ストックヤードに1週間分があるというふうなこと、全てではないでしょうけれども、ただ、それを想定しつつすると、例えば町の回答として、いつ国の支援が来るんだという場合に、何とか3日目か4日目あたりまでに救援をとという要請をして、それが了承されれば町民に対するそういう話ができるということも含めて、町のできる範囲というのは想定できるかなというふうに思います。

言っても、経験したことのないパニックになる可能性があるので、あとちょっと気になるのは、きのう、きょうあたりから非常事態宣言の話がいろいろ報道されていまして、外出制限を可とするというふうになった場合というのはもっと困るんですね。その法改正云々は除いて、非常事態宣言を現行法のもとでやったとして、外出自粛というふうに言われた場合に、それこそ町の中はどうになってしまうのかなということも含めて考えておかななくてはならないというふうに思うのです。外出自粛となった場合の想定というのはされていますか。難しいですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） かなり厳しい想定かけているわけですがけれども、間違いなく食料がなくなってしまったという状況があれば、できれば緊急立法でもって行政ができる範囲の治安維持、ここに行政は取り組まなければいけないのではないかなというふうには考えています。警察権限はないんですけども、当然立法の中でできれば、法律の後ろ盾があって、指導という形の治安維持に走る以外に、町が手だてを、ほかの手だて、経済的なさまざまな手だてとか食料の供給だとか、それを町自体でできることは本当に少ない。ただ、できるのは、住民の安全を守るための行政としての治安維持はできるんだろうというふうに思っていますので、広沢議員の一番厳しいところまでいったら、そういうところを考えなければいけないのではないかなというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 治安維持というのは、例えば暴動とか起こったときなんかもあるわけですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 私はわからないのですが、広沢議員ご存じでしょうか、米騒動みたい

なことですね、そういうことも起きる可能性だってある。当然、警察権になってくるんでしょうけれども、立法ができれば、もしかすると行政ができる範囲で決められるかわかりませんが、やはりパトロールということを前提に、どんな状況が起きているのか、そういう状況をつかむということが、行政としてできるただ一つの役割じゃないかなというふうには思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○13番（広沢 真君） 日本人だから暴動が起きないというふうに、一般的に余り考えられていない分野ですけれども、海外だったら当然ぶちかまして略奪というのが起きているケースもあるので、そこまで、私よりも副町長のほうが深刻に考えていたなというのもあったんですが、でも、そこまで想定しなくてはならない部分もあるのかなと、今私のほうも気づかせていただきました。

それで、さっきから最悪ばかり述べているんですが、最悪という点では、またこんな言葉を言うとなんなんですが、コロナウイルスでよかったというふうに思うのです。致死性が高くない。しかも、一定の治療を受けられれば、対症療法ですけれども治療ができるということがあって、これが世界的に危険視されているような致死性の高いウイルスが入ってきたことを考えれば、最悪を想定してさまざまなシミュレーションを今の機会にやるべきではないかなというふうに思っています。

これは、以前に新型インフルエンザがはやったときの質問でも言ったんですが、例えばコロナウイルスでなくてエボラ出血熱が入ってきたと。極端ですけれどもね。致死性が非常に高いウイルスが入ってくることで考えられなくはないですよ。今、国際的な交流が頻繁にというか日常的に行われているので、どこからどうやって入ってくるかというのは、想定を全部潰すことはできないと思います。今回のコロナウイルスだってそうですから。

空想の話ですけれども、前に見た映画で、仮想エボラでつくった「アウトブレイク」という映画があったんですが、パンデミックを防ぐためにどうするかということをテーマにしつつ、でもアメリカの映画なので、最後は一つの街を軍隊で隔離して最後核ミサイルを撃ち込むという話があって、治療薬が間に合うか、それとも核ミサイルかというところが結末だったんですが、治療薬が間に合って治ったという話なので、そういう突き詰めた話でいえば、先ほどの副町長の話も同種の話ではありますが、あながちあり得ない話ではないというふうに思いますので、だからその部分を含めて、ぜひともこういった場合の対応について、ぜひ最悪を考えて、何ができて何ができないのかというのを明確にしていきたいなというふうに思います。

今回の質問、私も非常に難しい質問で、私自身結論が出ていない問題を聞いているので、そこは無理難題を言っているという意識もありますが、ぜひともこれを機会に役場の危機管理とこのを見直していただいて、感染症によるパニックというか状況について、対応をぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

それで、まず自己防衛策ですよ、国が方針を打ち出しても、必ずしもすぐ対応されているわけではなく、むしろ現場の人たちのほうが感じているでしょうけれども、一律休校みたいな、あさっての方向に行く場合もありますので、その部分も含めた、自己防衛も考えた対策をぜひとも考えていただきたいということで、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） これにて、13番広沢真君の一般質問を終結いたします。

次に、17番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔17番 水戸義裕君 登壇〕

○17番（水戸義裕君） 17番水戸義裕です。

確かに、今ぞっとするような話でございましたが、ならないとは限らないということでは、いい話をというか、いい質問だったかなと思います。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

#### 1、災害廃棄物処理の対応は。

昨年10月の台風19号により、多くの方々が被災されました。本町でも、これまで浸水被害のなかった地域でも被害がありました。被害の範囲が広く、災害廃棄物もかなりの量が出ました。そこで、対策関連について伺います。

1) 災害廃棄物にはさまざまなごみがまざっており、処理の難しさも悩みの種です。迅速かつ適正な災害廃棄物の処理ができるよう、取り組みについて伺います。

2) 台風の勢力や予想進路から、災害廃棄物の量を想定することは可能でしょうか。

3) 災害時に発生する廃棄物の置き場所や計画などはできていますか。

4) 平成27年に、東日本大震災と近年の災害における教訓、知見により、災害発生に備えた対応を強化すべきことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」が施行され、それに基づき本県では、平成29年8月に災害廃棄物処理計画を策定しています。

県の計画の中では、「市町村は、本計画と市町村地域防災計画との整合性を図りつつ、処理計画を策定するとともに、非常（大規模）災害発生時には、この処理計画に基づき、速やかに災害廃棄物処理実行計画を策定する」とあります。復旧・復興の混乱を最小限に抑えるために

も、町の災害廃棄物処理計画を策定する考えについて伺います。

## 2、災害対応における職員の勤務体制は。

台風19号による災害が発生してから、職員は長期間にわたって災害対応に当たっています。職員の勤務体制、職員の就業の実態はどうなっているのでしょうか。そこで伺います。

1) 地域防災計画により災害対策本部が設置されたときの職員の役割及び業務は。

2) 業務の遂行に当たり、同一の職員が災害対策と日常業務を行わなければならない場合、長期間の災害対応の中でどのように計画しているのでしょうか。

3) 災害対応が長期にわたることを想定し、職員のローテーションを組んだり、健康管理をするなど、業務を担当する組織を部局ごとに設置しているのでしょうか。

## 3、水害や土砂災害を想定したD I G（災害図上訓練）を。

これまでも議会で質問してきたD I G（災害図上訓練）について伺います。

防災関連機関だけでなく、地域住民が、災害が起きた場合を想定した備えをすることが非常に重要だと考えます。そのために、有効な手段として力を入れていただきたいのは、D I Gを地域住民が参加し実施することです。

各地域の自主防災組織や小中学校、あるいは企業においてD I Gを実施してもらうことは、災害時に地域の危険箇所や避難経路、避難所、防災倉庫の位置などを把握することができ、災害弱者と言われる子供も含めた多くの人の災害への備えとして非常に有効なものと考えます。

通常の実体験型の防災訓練とともに、地域でもっとD I Gを普及し、災害に強い地域づくりを目指すよう、町は地域を引っ張っていただきたいことから、次のことを伺います。

1) D I Gを実施した自主防災組織はありますか。

2) ことし発行・配布した、水害や土砂災害を想定した「防災マップ（ハザードマップ）」を活用したD I Gを、町が主導して地区の自主防災組織において実施してはどうでしょうか。

3) D I Gは、住民が避難経路や地域のリスクを学ぶ上で大変有効な手段です。町でD I Gを実施する考えはありますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員、大綱3点ございました。

まずは、災害廃棄物処理の関係で4点ほどございました。

まず1点目、災害廃棄物処理については、災害廃棄物仮置き場の選定、開設、排出方法の周

知を被災者に迅速に行い、違反ごみや不法投棄の搬入がないように適正管理を行うことが必要です。

また、廃棄物は品目により処理施設が異なるため、分別処理に時間を費やさないように、品目ごとの置き場の確保や、わかりやすい看板等の表示、分別指導や管理が必要となります。さらに、処理業務を行う業者と処理施設の確保が処理をスムーズに進める上では大切と考えます。

2点目、台風の勢力や予想進路から被害の規模を予想することは困難です。被害状況が確定しないと、災害廃棄物の推定量が把握できないのが現状です。これまでの災害では、平成27年の関東・東北豪雨の場合は、下名生、剣水、剣塚からの災害廃棄物が32.6トンでした。一方、今回の台風19号に伴う災害の場合は、被災住民から出された災害廃棄物を3,309トンと推計しています。

3点目、町では地域防災計画において廃棄物対策や廃棄物処理活動の体制はとっておりますが、具体的な災害廃棄物処理の計画は策定しておりません。今回の台風19号に伴う災害廃棄物の仮置き場については、不二トッコン跡地を開設しましたが、計画において選定していた場所ではありませんでした。災害廃棄物仮置き場の候補地としては、平たんな公有地が望ましいとされていますので、公園や運動施設が考えられます。災害廃棄物処理計画の策定自治体においては、候補地を選定しているが、計画に記載していない場合が多いようでございます。

4点目、災害廃棄物の処理のおくれは、被災地の早期復旧の妨げになるとともに、仮置き場での自然発火による火災や衛生害虫の発生など、住民生活にも悪影響を及ぼすため、迅速な対応を進めるためにも処理計画は必要と考えております。

計画策定に当たっては、想定される災害規模と、それに伴う災害廃棄物の発生量、仮置き場の選定基準、処理施設、処理可能量、広域処理などを決定しなければなりません。過去の災害状況や今回の災害、そして新ハザードマップを参考に、宮城県や仙南地域広域行政事務組合など関係機関と協議の上、柴田町に合った災害廃棄物処理計画の策定を進めていきたいと考えております。

大綱2点目、職員の勤務体制で3点ほどございました。

1点目、災害本部のとき、災害対策本部が設置された場合には、職員災害初動マニュアルに基づき、各課長や課長補佐を参集する1号配備から、全職員を参集される3号配備の対応となります。

職員の配置及び事務分担については、このマニュアルにより、総務部、都市産業部、保健福祉部、避難所対策部の4つの部を設け、その中でさらに総務課、まちづくり政策課は情報収集

や発信、福祉課は避難行動、要支援者の安否確認・救護、健康推進課は医療救護、税務課、教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課、子ども家庭課は避難所開設運営などとなっています。

また、水害については、局地冠水対策マニュアルにおいて、都市建設課、農政課、上下水道課の3課がそれぞれの体制で町内を巡回し、河川や道路の状況把握を行い、通行どめ等の措置を講じているものです。

2点目、3点目は一括でお答えをさせていただきます。

ご質問のように、災害への備えやその対応については、日常業務と並行して、災害への準備や対処を行わなければならない、多忙をきわめることとなります。まず、初動体制としては、総務課が各課への職員の協力体制を要請し、不足している業務へ職員を加配します。例えば、今回の台風19号の際には、総務課が避難所運営、り災・被災証明願に対する建物被害調査、家屋等の消毒、各種支援申請事務等で不足する職員を各課に要請し、業務に支障がないように対応しておりました。

その後、災害時相互応援協定を締結している愛知県東浦町から2週間にわたり職員2名を派遣していただき、り災証明や災害見舞金の受付業務を行っていただきました。さらに、北九州市から11日間にわたり職員4人を派遣していただき、災害報告書の作成や災害ごみ処理のための事務手続を行っていただきました。

災害の規模や状況の違いによってさまざまなケースが想定され、あらかじめ担当部局を固定した中での業務の担当を明確に決めておくことは困難です。さらに、大規模災害になった場合や長期化する場合には、宮城県を初め他自治体の職員派遣を要請することとなりますので、その際は新たな業務体制を再構築せざるを得ないことをご理解願います。

次に、水害や土砂災害を想定した、これディックでいいんですかね、3点を一括してお答えをいたします。

町内の自主防災組織で、DIG（災害時図上訓練）を実施しているのは把握しておりませんが、本年1月11日に本町で開催した宮城県災害指導員フォローアップ研修会において災害図上訓練を実施しており、47人の方々に受講していただきました。

町では、来年度、柴田町国土強靱化地域計画を策定しますが、その中でリスクシナリオに対応する課題として災害図上訓練を実施することも検討してまいります。また、自主防災組織での実施については、本年4月以降に自主防災組織連絡協議会を設立することについて、行政区長会、役員会において了承されましたので、今後、協議会の中で災害図上訓練の実施についても提案していきたいというふうに思います。



以上でございます。

1月11日本町で開催したのは「宮城県防災指導員フォローアップ研修会」でございます。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後1時再開いたします。

午後0時00分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 予想以上に回ってくるのが早かったものですが、もうちょっとお付き合いください。

それでは、再質問いたします。

ここ数年、こういうというか19号のようないわゆる水害ですね、水害がちょくちょくやってくるんですけれども、その中で、不二トッコン跡地に廃棄物をまとめたということなんです、あそこ白いフェンスがかかっているんですが、あのフェンスはどこで立てたんですか、あれ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） あれは、柴田町で業者をお願いして防護フェンスを回しました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 柴田町でお願いしてしたということは、経費は町では支出するということとはなかったということなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 町でお願いしたので、経費は町で支払います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 支払いますということで了解しました。

私は、先月21日、ここで会が終わった後に現地に行きました。行ったら、「議員さんは誰も来なくて、初めてです」ということを言われましたけれども、それでは、そのフェンスを立てた理由というのは何かというのはご存じですよ。その辺をお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） ごみの仮置き場、基準いろいろございますけれども、生活圏で

ないところということが一つありました。あと年内12月に環境省、環境大臣が年内中に生活圏からごみを排除するというようなことを言われまして、柴田町はごみ処理に当たっていたわけなんですけれども、年内処理というのが難しいということで、周りにはあそこは住宅地ですので、そういった形で周りの住民に迷惑がかからないようにということで、せめてもの策で防護フェンスを回しました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） フェンスを立てた、いわゆる現地というかその現場に行ったら、フェンスを立てたのは町だと思っただという話だったのですが、立てた理由はというふうに聞いたら、物すごい不法投棄が、夜から朝から物すごかったということで、これ以上ごみがふえたのでは大変だということでフェンスを立てましたと。あそこ周りが全部道路だったものですから。結構パトカーも巡回してくれましたんでという話で、それでフェンスを立ててから不法投棄がなくなったと。道路のどこからでも投げ込まれるんだったというような話でした。災害廃棄物の保管場所とか仮置き場の計画というのはなされているんですか、改めてお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 先ほど町長答弁にもありましたように、地域防災計画の中には処理とかというふうな形では載っておりますけれども、具体的な計画というのにつきましては、まだ作成しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 今、課長言うとおりに、地域防災計画の中にはそれはあるんですよ。ただ、つくってないというのと、防災計画の中にはあるということと、それが現実なんだろうけれどもというような、かけ離れた分かなとは思いますが、計画しているということなので、それはそれで。

それに分別排出というか、いわゆる災害廃棄物と言われるように、きのうまで家財として使っていたものがあいうふうになると、もうきょうからはごみだというふうになるという現実なんですね。これ非常に残念な話ですけども、ごみになると。これについて、排出区分のルールというのは決めてあるんですかね。この産業廃棄物のルールという、排出するために。つまり、捨てるためのルールというのを決められていますかということなの。区分とかということはいいですけれども、まず、それについてわかるふうに言ったら、町長がよく、今回も何回も言っている不法投棄がまざっているということでの、そういうことをしないためのルールと

というのは決まっているんですかということです。わかりますか。何でも投げていいかどうかというのではなくて、「こういうものは」とかいう、そういう決め方ってあるんですかということです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 厳密に言いますと、災害で出たごみを仮置き場に持ってきていただいたんですけれども、それ以外のものにつきましては、厳密に言うと不法投棄なり違反ごみというふうな形にはなるかと思うんですけれども、その品目によって明確にということとはなかなか難しいかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 地域防災計画の20節廃棄物対策というところの処理体制の中の（2）に、分別収集等の周知という項目があります。ここには「分別排出の徹底を呼びかけるとともに、廃棄物の排出方法を定め、広報指導を通じて住民に周知を図る」とあります。これをしたのかどうかということをお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 全戸配布の臨時区長配布と申しますか、それとホームページのほうで、仮置き場の場所、それから時間、あと仮置き場以外にもクリーンセンターのほうに直接無料で持ち込めますというようなことと、あと持ち込めるものはこういうふうなものですということで周知はしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それで、どっちの話が正しいとかということではなくて、聞いてきた話と町の話というのはあれになるんですが、課長にまとめてもらいましたこの廃棄物の処理状況という中で、さっき答弁の中にもありました3,309トン、可燃物、不燃物ということですね。先月だったかな、21日の河北新報では、新聞報道によりますと、丸森町ではあらかた片づいたと。1万2,300トンが集積されたと。それが1月、2月までの間におおむね片づいたということなんですけど、何か遅かったような話を聞いてきました。というのは、うちに任せるかどうかということなのか、ちょっとそこまではわからないですけれども、要は分別収集が遅かったという話のようだったんですけれどもね。丸森町が1万2,300トンで、もう21日の新聞であらかた片づいたと。片づいたと言ったって、町民グラウンドが片づいたということで全部ではないですが、ただ、その量から比べると、うちの町では3,000トンしか、しかということはないけれども、3,309トンという予想ですけれども、それでいまだに片づかないというのはどうい

う理由かなということを考えているかというか判断しているか、その辺をお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） スタートもおくれたって、早くはなかったとは思いますが。ただ、ごみを分別、もっと分別すれば処理には時間がかからなかったというのが一つの原因にはあるんですけども、今度、搬出先、処理施設の問題なんですけれども、不燃ごみにつきましては、民間の業者とか施設で搬出するところがございます。それで、柴田町についても、年度内中に不燃ごみについてはほぼ終わる予定は立てております。

ただ、可燃ごみにつきましては、仙南クリーンセンターで、仙南2市7町で20トンの枠しかございませんので、そちらで処理し切れないというふうな状況がございます。それで、丸森町、まあ角田市もなんですけれども、広域処理としまして横浜市のほうに持っていくことができたとか、あと仙台市のほうに受け入れをしていただける、そういった形で処理が進んでいる状況でございます。

柴田町につきましても、12月末に登米市の衛生センター、クリーンセンターのほうで12月末で本来古い施設が終わるというところだったんですけども、それを再稼働していただいて、仙南のごみを持ち込んで処理できるというふうな広域処理ができましたので、当初20トンの計画よりも早く進むようになっているのが現状でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 私も全部コピーというかできなかつたんですけども、これ当時21日に行ったとき撮ってきた写真ですけども、その写真を出したということで、町長この現場を見に行きましたかというか、見ましたかということをお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 不二トッコン跡地に仮置き場を置く14日の日に、一番最初に、一応担当の者が分別の看板を置いておりました。それで、指示したのは、これでは見えないということで広げて対応させて、大きな分別の看板を設置させていただいたということでございます。

全体の流れですね、お話ししないといけないのではないかなというふうに思っております。最初は、ごみの量が把握できないというのが実情でございました。環境省から担当者が来て、丸森町、角田市のほうにも入っていたということでございます。まず、量がわからないということでございました。そのときに最初にとったのが、丸森町の旧衛生センターを稼働させること。それで、通常のごみは仙南クリーンセンター、災害ごみは角田衛生センターということで、石原副大臣に私が直接要望させていただきました。

なぜ要望したか。東日本大震災のときには、南三陸町で新しい施設を実は全部国の金でつくったという事例がございました。それで、今回も角田衛生センターの運営は、全て国という首長の頭がありましたのでお願いをしたところでございますが、実は環境省のほうで、年度末までに見えるところからすぐ搬出なさいと、見えないところに置きなさいという指示がございました。私のところにも環境省の課長補佐が入れかわり立ちかわり、見えないところから出しなさいというお話でございました。

その背景には、天皇陛下が丸森町に入るという我々の知らない情報で動いていたというのがございます。でも、衛生センターの稼働には、お金の問題で東日本大震災のように出せないということ、それから、すぐにあしたから稼働できる状態ではないということで、断念をさせられたというのが一つございます。第1点で。

次に、環境省は何と言ったかということ、広域処理ということになります。そのときに、広域処理で、いろいろなところから私のほうでやりますよと、八戸市とか、それから山形県とかからも来ました。そのとき問題になったのは費用負担です。当初、柴田町の災害ごみについては、激甚災害の指定は受けましたけれども、財政支援を受けられるだけの被害がないために90%でした。丸森町、角田市は被害が大きいので97.5%でした。それで、おかしいんじゃないかと環境省にかけ合いました、最終的には97.5%の処理ができるようになりましたが、丸森町、角田市は別なお金で今99.5%になっているのではないかなど。要するに、広域処理をしても、運搬費用に丸森町、角田市は余りお金がかからないということで実は横浜市ということになりました。

それで、同じ、丸森町が横浜市なのに、隣の角田市と柴田町が横浜市に持っていけないのはおかしいんじゃないのと言って、記者会見のときには丸森町だけという表現ではなくて、そのほかにも体制を整えば受け入れますという横浜市での大臣の会見がございました。でも実際は、横浜市民にとって、丸森町という大災害だから受け入れるというのがあったのを私大体わかっていたので、ただ言うべきことを言わなきゃいけないということだったのでね。

それで、広域処理については、そこは断念する。丸森町しか受け入れられない。そのうち仙台市もあるということなので、実は大規模にごみ処理があったところが、まずお金の面、それから担当者が全国、北九州市からも角田市に入っているんで、環境省も実際入っているんですね。ですから、人の体制でも、大きな被害があった丸森町が進んでいるということを住民の方にお知らせをいただきたいというふうに思います。

もう一つは、柴田町は、自衛隊さんが発災当時からダンプ中隊が応援をしていただきました。

ということなので、一番最初に畳を運んでいったのは仙南クリーンセンターに柴田町でございます、主に。ところが、私の頭、これは失念したんですが、自衛隊というのは緊急事態でございますので、2週間で限度というのを気づかなかった。後で気づいたので、これで撤退しますという話だったので、そうではなくて、地元なのでということで10月いっぱい運んでもらったんですが、これが実はもう一点の問題点が起きた。

というのは、地元の産廃業者が全て丸森町、角田市で押さえられてしまいまして、柴田町の産廃を処理する方々、一般は体力ありませんので、仙台市から来るようになってしまったと。仙台市から借りてどういうことが起こるか。仙南のやり方と仙台市のやり方が違うので、調整に時間がかかったということでございます。

当初は柴田町よかったんですが、それが専門の業者を逆にそちらのほうで押さえられてしまったという問題がありましたので今の状況にあります。最終的には3月31日までに見えないところに搬出するという、地元企業の了解のもとでやったということです。ですから、一番最初に、ごみの問題というのは、現場に行ったのは担当者と私と言っても過言ではないというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。あそこ3万1,000平米ですよ、3町歩。広いですよ、あそこに入ると。あの中で、私の年齢に近い人かどうかとか、この吹きっさらしの中で分別しているんですよ。いや、見たら大変だなと思って見てきました。「粉碎機も使わないの」と言ったら、粉碎機も使う予定はあったんですけども、何たらかたらという話だったということで、手で分別しているという。

この写真にもありますけれども、実際、例えば餅をつく臼とか、それからバッテリー、乾電池、スケボーにスキー板、それから家庭用ではなくて業務用の冷凍冷蔵庫、国内のビールメーカーの名前を書いたやつがごろごろありました。消火器も大量にありました。電池は、もうボタン電池から乾電池は言うに及ばず、リチウム電池も出ていて、こういうのはこういうので専門にやるということでしたけれども。

最初の廃棄物置き場を不二トッコン跡地に持ってくるようにというふうな、多分通知を出したのかということに覚えています。各地区からは、そこまで持っていくだけの車がないんだということで、私も12区の区長から聞きましたけれども、うちはここに、広場に置くよみたいなことで課長との話だったんだというような話を聞きました。ですから、廃棄物置き場を計画されているとするならば、何でそういうふうな二転三転というか、三転まではいかないのか、二

転ぐらいいすけれども、そういうふうになったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町は、災害廃棄物処理計画を持っておりませんので、事前に了解した仮置き場というのがございません。それで、不二トッコン跡地が広いものですから、分別処理が可能だということでございます。それで、当初はそれで進んだんですが、それでは高齢者の方々が困るという区長さん方の申し出がありましたので、公園、これにつきましては地元で責任を持ってやるからということで許可をさせていただきました。

でも、これもちょっと私のミスというか配慮が足らなかったんですが、丸森町、角田市が災害でどんどんテレビに映し出される。実は柴田町も被害があったんだということを知ってもらいたいということで、災害ごみの現場にテレビカメラが入るのを許可してしまったということが、これがちょっと後で考えれば問題だったのかなというふうに思っております。

当初、丸森町、角田市は人の命がかかっていましたので、自衛隊も何も人命救助に行っていました。うちのほうは、人のけがも病気もなかったので、ごみ処理が意外と進みました。それをテレビカメラで映して課長が出演したものですから、ほかで被災されて程度がありますよね。隣、名前を言うと申しわけないですが、運びやすい環境にあったものですから、いろいろなところで持ち込まれたというのが実情でございます。

本来であれば、議員言うように、廃棄物処理計画で前もって仮置き場が了承されるということであれば問題ないんですが、実は全国の自治体は仮置き場を決めることで問題があって、なかなかこの計画がつかれないと。事前に自分のところのごみを出すのはいいいけれども、ほかから来るのは嫌だと。ですから、今回のごみ処理場でも、最初は自分の置くところはいいいんですけども、みんな納得して、自分のところだけでごみが来ますのでね。ところが、不法投棄でほかから来ると、それも長引くと、何でここに仮置き場つくったんだと、こういう別な反発も来ていたというのが実情でございます。

ですから、前もってこの自分たちのごみ置き場を、いいですよという調整を図ることの難しさというのは、これから計画をつくるときに、各自治体がそういう経験をしているので、なかなか計画が進まない。ですから、各自治体は、自治体側では決めていますけれども、公表しないという取り組みをしないと、実際に事前に調整がなかなか、いい人と悪い人が、悪い人でなくて、いや、うちのほうは勘弁してと、こういうのでまとまらないので実情でございます。そこを、これから、もちろん地区にお話をして、すんなりうちのほうは、例えば下名生の剣水地区の集会所前でいいですよというふうに合意できれば、そこは明記できますけれども、明記

すれば今度どういうことが起きるか、明記されないところからそこに運ばれると。

私も、区長さん一人で頑張っているところへ行ったときに、実はどんどんどんん持ってきて満杯になって、区長さんあっちのほうに持っていきなさいと。たまたま区長さんと我々がいたので住民が従いましたけれども、もしあれいなければ、どこの誰だかわからない人、剣水に多分置いていったのではないかなと。ですから、すばっと計画どおり書いても、そのとおりに現場はできないということもご理解いただきたい。

今回も、最初は不二トッコンも各仮置き場も、ちゃんと皆さん看板を立てて分別していたんです。誰か一人ごちゃつとした後は、もう收拾がつかない、それが最終的にごみの処理おくれにつながっているということを住民に話していないと、すかさず持っていけば時間が短縮できるんですが、途中からいっぱいになったものですから、そこでまた分別しなければならない。小さな公園では分別できませんので、せっかく分別したやつをまた車に積んで不二トッコンに持ってきて分別したと。こういう経験をしましたので、そういうことを含めて住民に話していないと、住民の理解が得られなければ、ごみ処理というのは難しいというのを感じた次第でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 計画されていたということと言いながら、現実はそのとおりにかなかったということで、不法投棄ということで私も12B区の捨て場を見ました。自転車、それから消火器あったり、ありましたね。見てみたんです、災害廃棄物ってどういうものかと。そうしたら、いわゆる可燃物と不燃物という、例えば廃自動車とか有害物質を含む廃棄物、危険性があるってこうなってくると、何を投げてはいけませんというふうにはどこにも書いていないんですよ。不法投棄というのを、いわゆる決められた間に投げる以外に投げているのを不法投棄と言うんですよということで確認したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 決められたところに決められてといたしますか、投げてもいい方以外の人が投げるものを不法投棄、それが適切かどうかかわからないですが、簡単に言いますとそういうことでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 災害廃棄物も別に、これいわゆる一般廃棄物扱い、産業廃棄物扱いにはならないというのがなかなか難しいところがあるなというふうに思います。

その災害廃棄物処理計画というのが、県では平成29年8月につくりましたよね。これは、県



が主導するよというこで環境省のほうから行っているんですが、うちの町ではいつごろつくる予定というか、つくってあるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 先ほども言いましたとおり、お答えいたしましたとおり、計画を策定しておりません。それで、全国的にも60%を目標にというふうなことで推進は図っているわけなんですけれども、宮城県内では6自治体が策定済みでございます。それで、柴田町単独で処理施設を持っているわけでもないということもありまして、昨年、環境省のモデル事業で処理計画の基礎というものをつくりましょうということで、それにのっかって仙南2市7町と仙南広域がその事業をやるはずだったんですけれども、台風19号の被害がありまして、それができなかつた。それで、来年もその環境事業メニューがあるということですので、それにぜひ応募して、それである程度データをつくっていただいて、それに基づいて各自治体がつくりましょうという話はしている、そういう計画でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 実質、まだ全国的にも3割か4割ぐらいしか策定していないということのようなんですけれども、これつくるときには、いわゆる今相談してということになると、担当課長なり職員が集まってやるのか、それとも委託するということになるのか、その辺についてはどのようなになるんですか。予定としては。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） その町町での担当職員の考え、あと町によって、その環境なり土地そういったものも違いますので、その町で持っているデータを、その一つとしてハザードマップとかそういったものを業者のほうに提供しまして、業者のほうでつくっていただくというような運びになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 廃棄物処理計画に、廃棄物の量とかなんとかというのは特に、どうなんですか、その辺までしっかり決めなくてはいけないものなのかどうか、お聞きしたいと思いません。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 廃棄物のその処理量というふうな量を決めるのがまず一番最初かと思えますけれども、そのためには、例えばどのくらいの災害規模を想定する、例えば地震でいうと東日本大震災、あと水害でいうと今回の台風19号、もしくは昭和61年の8・5豪雨と

いうふうなことを想定して、その推定量を仮定といいますか、それをもとに、それを処理するための災害仮置き場、あと搬出方法、処理というふうなものを決めていくようになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それで、この県の処理計画を見ると、仮置き場の必要面積の算定というところがあって、これ計算方法がここにあるんですが、ここでいいますと推計方法の例ということで上がっています。面積、集積量割る見かけ比重割る積み上げ高さ掛ける1プラス作業スペース割合ということで、それからごみの推計量もあらかたということになっているということなので、これによれば、今回のようにあっちこっち行ったということになって、廃棄物置き場が決められるようになるというふうに考えていいんですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これは大変、実際実務でいうと難しいというふうに思っております。今回の台風19号の体験も、床上浸水の数が決まりましたので、大変申しわけないんですけども、ここがベースと。我々が体験しているのですね。ですから、いろいろな計算方法がございますが、まずその計算方法以外に、議員が現地で見えていた不法なものです、我々は、これはちょっと違うんじゃないのというようなものが投げられておりました。古いブラウン管のテレビだとか、バイクとかバッテリーとか。実は、こういう我々が最初に頭に描いた、浸水して家庭から出てくるもの、冷蔵庫とか、それから畳とか家具とかはわかるんです。カーペットとか布団とか。ところが、こういうブラウン管とかという、タイヤまで出てきているので、それがどのぐらい計算式に当てはまっているのかということを確認しないとイケないと。一つは。

それから、今回の台風で800以上床上浸水しましたが、おかげさまで槻木地区の浸水被害は少なかったんですね。それで、今度問題なのは、堤防が決壊した場合の浸水戸。ですから、ケースがいっぱいあり過ぎて、決めて、台風19号のとき、それから東日本大震災のとき、それから堤防が決壊して、例えば800戸とか次に1,500戸とか、そういうふうにして決めて計算式で出してやらないとイケないと。

ということは、現実的に、そこの白石川、阿武隈川が決壊したときの浸水戸数というのは、残念ながら想定できないのが実情でございます。ですから、最大マックスに合わせて、それでは、我々がやれる公園全て仮置き場というところについてやりますよと、町民の方にお知らせしたときに、うちのほうの公園は子どもたち使うからやめてもらいたいと言う人がいるかもしれないということなので、これは皆さんと話し合いしなければならないんですが、いざというときに、あそこあそこあそこ執行部のほうで決めておいて、いざというときには我慢し

てねと、こういう方向のほうが現実的ではないかなと。体験上ね。議会と相談していきますけれども、町民とも相談していきます。それが、現実的に早く処理できるのではないかなと。もちろん事前に、このぐらいの戸数になったときは仮置き場が何カ所必要なんで、あなたのところの公園は使わせてもらいます、よろしいですかと、皆了解もらっていくというのが、これからの計画を立てる上で最初の段階だということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それでは、その内容についてですけれども、基本計画の策定の目的というのは当然決めなくてはいけないんですけれども、まだできていないんですけれども、仮にということで、目的とかなんとかというところまではまだいっていないんでしょうかね。廃棄物処理計画の目的について伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 目的といいますのは、災害が起きた場合は、至るところに被害が起きるわけなんですけれども、その復旧をいち早く進めるため、あと環境・安全、そういったものを早く整えるというのが2つ大前提かと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それをつくって効果というのをどのように、今のところまだそこまでいっていないと思うんですけれども、効果というのもある程度期待してつくらないと、計画つくただけで終わるということなので、その辺の効果についてはどのように考えていますか。今時点でいいです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 計画を立てれば無駄なことはなく、初動体制からもう早く、初動が早ければ早く処理が終わりますので、出おくれというのがなくなりますので、そういったところが実際動く人間にとっても、あと周りの環境にとっても大切になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 補足を町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、もう一つ問題があるんです。というのは、今、柴田町のことだけを考えておりますけれども、広域の理事長の立場もあるんですね。実は、クリーンセンターは通常のごみは最大180トン、ここは必ず毎日燃やさなければなりません。あいているところが20トン。そのうち10トンは、白石市の最終処分場の掘り起しをやっていくということなので、厳密にいうと10トンしか枠がないと。毎日。

その点で、今回は2市4町の被害でございました。それも、丸森町、角田市のほうが相当多いということなので、柴田町だけでごみ処理を考えても、ほかの自治体の被害状況によっては、今回、各自治体は量の割合によって搬入する、10トン、20トン割り当てをさせていただきました。最初は20トンで持ってきたもの勝ちだったんですが、有効に柴田町は使いましたけれども、途中からは2市4町がそれぞれ落ちついてごみ処理のほうに回りましたので、收拾がつかないということで割り当てをしました。ですから、この処理については、災害の発生する自治体の数と量によって、また、柴田町のごみ処理のスピードがおくれるということも想定しなければならないので、いろいろな想定をするので、ケースがいっぱいあり過ぎて、もうえいやと、この3つの段階と決めて、それをベースに臨機応変に当日は対応すると、こうせざるを得ないのではないかとというのが今回の体験でございました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 確かに、うちだけとかどこだけとかという事態ではなくなくなるほどの災害が発生すると。地震はもちろん、もうそれこそなんですけれども、水害については特にそういうことになるんだろうと思います。

それで、この災害廃棄物処理計画で、今、全国的にも広がっているのが、これの図上演習というのが、県ごととか何ぼかの自治体と集まってやっているんですけども、これはご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） これ県が中心となりまして、県の災害廃棄物処理計画に基づいて図上訓練なりを行っておりますので、そちらのほうに参加募集ありまして、そちらのほうに各自治体のほうで参加という形はとっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） この図上演習も実際えらく時間のかかる、事前に準備することからかかるといっていくと、県とか、宮城県でいったら例えば仙南とか仙北とかって、そういう大きい地区に分けないとなかなかできないみたいですけども、いずれ計画ができ上がって、県で図上演習しますとなったときには、ぜひ参加してやってもらえばいいかなと。そうすることによって、災害処理も早く片づく。そのためにはBCPというのが必要だと。事業継続計画というやつですね。これについて、災害対策についてのBCPというのはどのように考えているかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

- 総務課副参事（相原健一君） ご質問のほうは、災害対策に対応するBCPのほうですかね。そちらについては、今のところまだつくっておりません。先ほど町長申したように、災害対策本部のほうで業務に支障ないように対応しているところです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 17番（水戸義裕君） 対応しているというか、いずれBCPをつくっておかないとなかなかスムーズにいかない。特にこの災害廃棄物についてはスピードが問題で、早く片づくかどうか、それから廃棄物の一時仮置きだったなんだというのは、どこの市町村でも公にはしていないわけですがけれども、ただ、しっかりこの計画を決めて、今回のようにあっちだこっちだというふうにならないようにしてほしいなど。
- そして、最後にですけれども、復興計画ですね、復旧・復興について、町として今どのように考えているかというのをお聞きしたいと思います。災害からの復旧・復興について、どのように考えてやるのかと。いわゆるもとの形に戻すだけの復旧を考えているのか、もっと別な、もっと広く考えた復旧計画というのがあるかどうかということですがけれども。
- 議長（高橋たい子君） 水戸議員、通告にないんじゃないんでしょうか。復旧計画のことについては。
- 17番（水戸義裕君） 別に、関連ですから。災害復旧からの計画について伺っているわけですから。
- 議長（高橋たい子君） 総務課副参事。
- 総務課副参事（相原健一君） 総括してお話ししますと、国のほうから査定を受けて行う復旧・復興については原状復帰です。それに何かを加えるというのは、また町独自で予算をつけないと、そういうことはできなくなっています。
- 議長（高橋たい子君） 補足。町長。
- 町長（滝口 茂君） 今回、普通は原状復帰、副参事のとおりなんですけど、今回国のほうでは、常設ポンプの配電盤、これを原状に復帰すればまた同じことが起こることなので、国のほうでは、それにつきましては機能向上ということで、原状復帰プラスアルファの機能復帰については認めるという、一部ですがけれどもね、そういう案も出されていることだけちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 17番（水戸義裕君） これ何で聞いたかといいますと、今、議長から通告ということ、今回通告以外は結構あったみたいですがけれども、地域防災計画に災害復旧計画について基本方向の決

定という、これ第4章の第1節です。これの(1)に「町は被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、原状復旧を目指すのか、あるいは災害に強いまちづくりなど中長期的な課題の解決を図る計画的な復興を目指すのか、住民の意向を十分に取り入れながら早急に検討し、必要に応じ国及び県等との連携を図りながら、復旧・復興の基本的方向を定める」と書いてあったことから、この復旧、つまり水害、水が上がることはもう何十年続いて、対策としてポンプをつけるということになっているんですけども、こういうことではなくて、その際、今言ったように、ここに防災計画に書いてあるようなことを目指す復旧なのかどうかということをお聞きしたかったんです。ごみ問題も含めてね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の復旧ということであれば、物理的なものは、先ほど議会の議員の皆さんにお答えしたとおり、災害査定を受けてやるもの、それから町単独でやるものということで復旧はできます。それから、住民の意向を受けて、復興とこれからの対策ということであれば、来年度当初予算に、ハード的なものについては常設ポンプを設置したり移動式ポンプを設置したり、局部的冠水する地域については調査をしたりということでございます。水害については、柴田町単独ではできませんので、阿武隈川のほうでは河道のしゅんせつをやる、白石川についてはしゅんせつ及び古川水門周辺の雑木の撤去をやるというのが物理的な対応策をやったということでございます。

そして、柴田町はそれだけではなくて、ソフト事業、水防災意識、要するにこれまでの水防施設では必ず洪水は起こるという大前提で考え方を変えていかなければならないということで、強靱化計画、それから水防災意識向上マニュアルをつくって住民の意識を向上させる。それから、避難所運営についても一時避難時は役場だけでやっていたんですが、それだけでは対応し切れないということで、町民の理解を得て運営すると。ただし、長期的な場合は民間のほうを主に避難所を運営してもらおう、それをまずやると。

それから、地域防災マップを配布する中で、マイ・タイムラインという提案があっただけでも、そういっていただけでも、そういうところを通じて住民の意識を向上させていく。そういうことで、水害に対する復旧ばかりではなくて、復興全てやれるわけではありませんが、徐々に地域の防災力を上げていく、そういう水害の復興をご提案させていただいているというふうに思っております。

当然、予算がいっぱいあれば全て対応できるんですが、町だけでできる問題ではございませんので、まずは住民の要望が大きかったところ、それから、やらなければならないところをま

ず当年度、令和2年度の予算措置をさせていただこうというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。1月24日に「19号災害の常任委員会調査報告等に係る今後の対応について」というのをもらっていますか。この一番最後に「災害ごみ等への対応について」というページがあります。ここに、今後の対応策として「各家庭からの災害ごみの搬出方法について、行政区や地域住民と協議する」とあります。どのように協議する予定なのか、今の考えがあったら、その辺をお聞きます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 今回の災害廃棄物の処理をやっているの反省といいますか、あとそれから、これからの計画ですね、策定にまとめまして、各防災組織等で、いろいろな災害について地域の方々と話し合う機会をこれから密にするというふうな話を聞きましたので、その中に、このごみについても、災害廃棄物についてもどういった出し方をすればいいのか、あと、これから高齢化社会になりまして、自分だけでは搬出できないという方がどんどんふえていきますので、それも地域でどういうふうにするかということも加えまして、そういった地域の中で話し合いとか、それを考えていかなければならないということで記載させていただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。では、時間も時間なので2問目にいきます。

いわゆる災害時の職員の働き方ですね、これについてお聞きしますが、たしか補正予算で先月でしたっけ12月だったっけ、ちょっと忘れちゃったけれども、一般会計補正予算でいわゆる給与分ということでたしかあったと思っているんですが、ありましたよね。お聞きしたいのは、まず12月からですから月またがって11月までになりますが、この間の職員の方の働きというか残業時間というのは、最低何ぼから最高何ぼというのはわかっているとお聞きしたいと思いません。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 時間外につきましては、11月までのまとめなんですけど、213人に対して9,325時間ということで、1人平均44時間というような残業ということになってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。九州豪雨のときには、100時間を超えた人もあったみた

いですがけれどもね。こういうふうにならなかつたのはよかつたでした。

それで、この給与の計算方法というのは、いわゆる通常の残業扱いの計算になるのかということでお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 災害の場合には、100分の150という数値の計算ということになってございます。通常業務の単価というような計算の方法と同じということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 1日というか1週間でも84時間ぐらいで、大体、いわゆる労働三法というか労働関係であります。それで、これは単純に残業扱いということになるということなんですよね。これは、たまたま調べている中に出ましたけれども、この残業というか計算を、選挙のときのようなものに変えてくれたほうがかえっていいのではないかと。選挙のときというのは、特別手当かなんかなんでしょう。残業だけれども、それにやって出た人とかそういうことを決められるのであれば、仮にその選挙のときの開票とかなんとかというものに出たときと同じような扱いにできませんかということはどうなんだろうかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 公職選挙法のほうは、またそちらは別で、そちらのほうには適用はできないということになってございます。単価的に計算できるのは管理職の特別勤務手当、こちらのほうについては単価でということになるんですが、職員については時間外対応ということになります。

職員の時間外につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中で定めてございますので、そちらを適用させていただいているというところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。もらうほうはともかく、計算するほうということでいくと、そういった決め方しておくことに掛ける時間数ということで楽なのかなというふうに思ったものですから聞きましたけれども、いずれローテーションというのはどうなんですか、この辺の。いわゆる職員のローテーション、り災証明発行には土日も関係なく出ていますけれども、同じ人だけが結局は日常業務プラスこの業務ということになるので、個人的にはかなり負担がふえる人もいます。当然ばらつきありますけれども、それについてどうなんだろうね、ローテーションという意味では。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。



○総務課長（佐藤 芳君） 税務課のり災・被災関係の調査が一番長かったので、そちらを見ますと、10月23日から12月の最終的には12日までなんですけど、実質11月22日までになっているんですけど、そちらも長期戦なので、ローテーションを組んで配置をしてみいました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それは結構でしたというか、当然、公務員として地域のため皆さんのためにという意識が働くというか、あるわけだと思うんですよね。そんな中で、当然職員の中にも被災者がいるわけですよね。それを放っておいて、放っておいてというとあれですけども、仕事をまずしなくてはいけないという、その辺の割り振りというのは非常に難しく、ローテーションと一口で言ってもなかなか難しいものがあると思うのです。自宅も片づけなくてないとか、子どもがいればとかって、いろいろな条件の職員も当然中にはいるわけなので、その辺についてローテーションを組んで、誰だけがかれだけがというふうにならないようにしていかないと。

執行部側といいながらも、3. 1 1でも自衛隊が出動しているけれども、その中には家族が亡くなった方がいたとかなんとかということは当然あるわけで、今度の台風にしたってなんにしたって当然それは被災して、でも仕事もしなくてはならないという立場の方もるので、その辺で無理なく、健康を害するようなこともなくということで、ローテーションを組んでということでお聞きしました。安心しましたということで、2問目終わります。

それでは、災害図上訓練（D I G）なんですけど、これについて把握していないと、自主防災組織では把握していないということなんですけど、これについて町としては、いわゆる「Disaster Imagination Game」なんですね。ゲーム感覚でできるという訓練なんだということなんですけど、これについて把握していないということなんですけど、町としては、たしか以前、自衛隊とかなんとかでいわゆる図上訓練というのをやっていますよね。それで、住民に広げるためにということで、町として、町がまず自分たちでやってみようかということを考えていないかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 災害図上訓練ですが、町としてということについては、今後検討していきたいなというふうに思っていますけれども、先ほど答弁で申したとおり、1月11日に防災指導員のフォローアップ研修というのがありまして、その中には、防災指導員を有している行政区長さん、あとそれぞれ防災部の関係者の方、あと婦人防火クラブの方、あと議員さんもお一方見えられて、この訓練を約70分間で受けておりました。こちらで職員も当然事務局

として入っていて、当時はその内容を把握しておりましたので、今後、自主防災のほうにも働きかけながら、あるいは町のほうでも今後そういったものやってみようというようなことを検討していきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 教育長、学校でこれをやるという考えはありませんか。これは、いわゆる大人だけではなくて子どもにも通用するという話、訓練の方法なんだということなので、その辺お聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 学校のほうでは、社会福祉協議会の協力をいただきまして、防災教育ということで、DIGに関しては槻木中学校でバーチャルマップということで、福祉協議会の協力をいただいて行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 槻木中学校、これを全小中学校にという考えはありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） DIGに関しては槻木中学校で行っておりますが、そのほかには、避難所運営ゲーム（HUG）と言われるものとか、それからクロスロードと言われる災害を想定した、そういうことで社会福祉協議会の出前講座を活用して、各小中学校でいろいろと行っている状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） たしかこれも先月だったと思うんですが、大河原中学校だったですかね、避難所の受け入れ訓練というのを新聞に報道されていまして。この辺について、いわゆる私も常々、町の総合防災訓練に子どもたちも参加できて、しかも展示型ではなくて、もっと我々が身につくような訓練をというふうなことを言っていた手前、こういうのを子どもたちに広げていかないと、災害は等しくやってきますので、等しくということはないですけども、その辺でいくと、子どもたちというのはかなりゲーム感覚で、だってこれ「Disaster Imagination Game」ですから、子どもたちが一番喜ぶやつです。ある程度のリスクを与えて、その中で皆さんが、こうなったらどうしますかというゲームですから、これはぜひ小中学校にも普及させていただいて、ぜひ、ある意味、我々高齢者より子どもが3人4人固まれば、はるかに大人以上の働きをするというふうには私は考えていますので、その辺いつごろまでにというのも酷ですけども、どうでしょうね、その辺の考え方。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） こちらの防災教育に関しては、社会福祉協議会の協力をもとに、以前から継続的に毎年行っている事業でありますので、今後とも継続して子どもたちがそういうふうな疑似体験ができる、そういう災害について考える教育ということでは、今後も続けてまいりたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） この効果をどのように考えていますか。このD I G、これをこの町で引っ張っていただきたいということで、自主防災組織に広めてほしいと思うのですが、その節は、どのような形で自主防災組織に働きかけていくのか、職員が行って参加するのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） D I G訓練については、町の職員にこの訓練をする実務経験者が今のところおりませんので、宮城県のほうにお願いして講師を派遣していただいて実施するようになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 町長がよくこの議会で、例えば鷺沼だって、言ってから動くまで何年かかった、7年だったですかね、かかったと。さっきの答弁に、自主防災の連絡協議会を設立することで、この春からなりましたと。これもやっぱり町長、私言ってから、これも6年、7年ぐらいたつんですよ。国が長いというよりも、町のこの中でさえも長いんだから、よくよくその辺はスピーディーにやってほしいなと。やっとならざるを得なくなったので私も安心しましたがけれども、時間かかるということは、その間に何回だってもう災害はやってくるということも考えてもらって、その辺についてよろしくお願ひしたいなと。

効果ということでは、時間なのでこちらから申し上げますが、防災に対する意識や意欲が向上するとか、それから住んでいる地域を防災の観点で見たときのリスクや課題が理解できる、それから災害への具体的な備えを実践しやすくなる、災害発生時の救援救護活動のイメージができるなどということでもありますので、ぜひこれを広めていただいて、図上訓練というのは体を動かすよりもかからない訓練になるという、時間的にもそんな形でできるということなので、ただ、今言ったような効果がまさに発揮するとなれば、これは当然災害のときには行政も助かるし、我々災害に遭うと思われるというか、町民としても安心することになるだろうというふうに思いますので、よろしく実施方お願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、17番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後2時15分再開いたします。

午後2時02分 休 憩

---

午後2時15分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

### 日程第3 議案第71号 柴田町行政区長会条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第71号柴田町行政区長会条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 区長制度については私一般質問しましたが、ここでお聞きしたいのは、区長会条例の提案理由の中に、「新たに条例制定するもの」というふうにあったと私はしているんですが、それでは、これまで区長や区長会に関する条例・規則というのがどうなっていたかということのを改めて確認したいんですが。

○議長（高橋たい子君） 1点ですか。答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） おっしゃるとおり、以前は「行政区長等の報酬等に関する条例」ということで、報酬を定めた条例になりますので、そちらを廃止するというところで、議案書の4ページの附則記載の第4項になります。行政区長等の報酬等に関する条例は廃止するというところでございます。

区長会条例につきましては、今回は制定でございますので、以前はございません。済みません、区長会はあったんですが、区長会条例としては今回制定は初めてでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑どうぞ。

○15番（舟山 彰君） それで、今回のこの区長会条例と規則ですか、関係資料というのをもらったんですが、区長についての規定というのが、例えば第3条組織、区長会は行政区長及び副行政区長をもって組織すると。2項が、区長等は町長が任命する。あと第4条任期のところ、区長等の任期は3年とする。あと、「ただし」とかってあるんですが、それと区長会規則では、

担当区域第3条の最後のほうに、各一人の行政区長を置くものとする。

私がお聞きしたいのは、柴田町としては、区長に関する取り決めというか条文などは、これだけということになるというのでしょうか。この区長会条例と区長会規則で、区長に関するそれぞれの取り決めがあって、これから区長になる人とかというのは、それに基づいて業務を行うというふうに認識しているのかどうかお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 前にもあった条例につきましては、報酬等を定める条例でございまして、そちらは、今回、地方公務員法の改正に伴いまして、こちらを私人契約ということになりますので、私人契約の契約書の中には出てまいりますけれども、こちらのほうにはもう出てこないというところでございます。

ほかにはございません。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 私からすると、本来は区長に関する条例・規則をつくり、今回のような、あと区長会条例と区長会規則というものをつくるのが本当かなという気がして、私が朝日新聞の、県内14市の例の中に、改めて区長条例ってつくったところがあるというのをたしか書いてあったんですけども、今ここに出ているからいいんですが、本来はこうすべきでないかなという意見・要望です。

ここで最後に質問したいのは、区長会規則の中に「区長等は、特別職の非常勤とする」と出てくるんですね。任命第4条かな。これ、次の議案第72号に関連してしまうかもしれませんが、本当は、ここは「区長等は、特別職の非常勤職員とする」が正しいのではないかなと私思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） こちらでは任用規定を定めておりますので、この表現で構わないと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

議案第71号の第3条、このところ第2項のところに「区長等は、町長が任命する」とありまして、この中身につきまして、規則のところの第4条のところで「町長は、第3条第2項の任命をする場合において、行政区の住民の推薦による者又は適当と認める者を任命するもの」と並列で書いてあるんですが、これはどちらを優先するという形の解釈をするのか、それとも

逆に推薦がなくても適当と思う人を任命することができるのかという、何かその辺のやり方がちょっと不明なのですが、説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 条例の第3条のほうに「区長等は、町長が任命する」、こちらがまず原則でございます。あと規則のほうについては、以前の規則にも定めておったんですが、あくまでも区からの推薦をもって条例の第3条で町長が定めるということでございます。任命するというものの流れです。

○議長（高橋たい子君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 仮に、区のほうから推薦が出てこないというような条件につきましては、町長がこれを任命するというものの解釈です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） この書き方のほうが、私はちょっと読めないんですよ。「又は」ということは同時並列なんですよ。ということは、言われることはわかるんですけども、推薦がない場合はどこにも書いてないんですよ。推薦による者又は適当とする者を任命する、どちらを選んでもいいという書き方になっているので、今回、柴田町では大変な事故がありました。非常にナーバスになっているところなものですから、この辺についてのやり方、これはしっかりと決めておくことが、その事故から我々が学ぶべきことだと思うんですが、この辺をもう一度詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 条例に定める部分、規則の第4条になりますけれども、今この条文から申しましても、行政区の住民の推薦による者又は行政区長及び行政副区長ということの適当と認める者を任命するということですので、この条文で理解ができると思います。解釈はこれで通ると思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私はちょっと理解できないところあるんですが、そうするとこの形の場合は、推薦による者又は適当と認める者ということは、推薦があれば推薦される者がこれは優先されるんでしょうけれども、推薦ない場合だけ適当と認める者というふうに、そういうふうな読み方になるんでしょうか。それは、どこにどういうふう書いてあるのか教えてもらいたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） ただいま秋本議員おっしゃったとおりの、その解釈で結構だと思います。あとは運用の問題だと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

まず確認しておきたいんですけども、以前、私が会計年度任用職員について質問したときに、「区長は移行できませんよね」と質問したら、「いや、会計年度任用職員になります」という答弁だったと思うんですが、今回、会計年度任用職員に移行できなかった理由をまず説明してください。ちょっとわからなかったのものですから。

それで、こういう形をとったと思うんですけども、それで私も今疑問だったのが、今、秋本議員の質問のとおり、一番ここをはっきりさせておかないと、今後もまた同じような事件が起きる可能性があるんで、この表現、規則のほうなので別に議会で決めるわけではないんですけども、もうちょっとわかりやすい表現にしたらいいのではないかなと思います。

例えば、「行政区民の推薦による者で、町長が適当と認める者を任命するものとする。ただし、推薦がない場合は」とかというふうにするのであればわかるんですけども、この書き方だと、推薦されれば、町長はというか町では、適当と認められなくても、地域で推薦すればどなたでも町長が任命しますよというふうに、先ほどの課長の説明だととられてしまうんですね。実は、そこで大変な思いをした区があるわけですから、もうちょっとはっきりわかりやすく、この規則は決めておいたほうがいいと思うんですよ。その辺のお考えを伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今、白内議員おっしゃったとおりの解釈の内容で十分適用できると。十分その解釈でよろしいかと思います。（「違う、まず最初の質問に答えください」の声あり）

○議長（高橋たい子君） どうぞ。

○総務課長（佐藤 芳君） 会計年度任用制度のほうにつきましては、当初、各自治体でも検討されていろいろなされてきたんですけども、国からの指導にも基づきまして、会計年度任用職員にはふさわしくないということの指導をいただきまして、一旦は私人契約ということの内容で今現在に至っておるんですが、町としては引き続き、3号適用ではなく2号適用という解釈から、今回新たに、以前の非常勤特別職とは別に、2号適用という形で非常勤特別職ということになったわけです。

他の自治体におきましては、先日、舟山議員からも質問ありましたとおりに、各自治体にお

いては、私人契約において非常勤の特別職に置かない行政区長ということも数多くございます。自治体に応じては、非常勤特別職とはしない事例もたくさんございますが、柴田町におきましては2号適用ということで、新たな非常勤特別職の適用ということで今回取り扱いをさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。補足を。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 補足をいたします。

今回、会計年度任用職員制度ができるということで、非常勤特別職の厳格化が図られたということは、これまで申し上げていたとおりなんです。これまで柴田町は私人委託契約一本でやろうとしていたんですが、区長さんについては、いろいろ政策提案とか地域の意見をいろいろ出してもらって審議会的な要素も含んでいるということで、今回この条例に定めたのは、年4回会議を開催する行政区長会として、地域の実情を町に提案していただくということで、この条例を定めました。ですから、年4回以外のいわゆる地域支援業務、これについて、今までやっている業務については私人委託契約をいたします。ですから、今までの一本だったのを2本に分けて、その1本が非常勤特別職で、年4回の会議というのが今回の提案している条例になります。よろしくをお願いします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） この間、舟山議員にも説明があったんですが、私、済みません、そこがよくわからなかったところなんです。そうすると、年4回の会議の分だけが非常勤特別職で、あとは私人契約だと。実は、再質問で聞こうとしていたのは、私人契約と非常勤特別職でどのような違いがあるのかということを知りたいんですが、今ので、ああそうかそうか、いろいろ町へ提言していただくのを審議していただく、そこについては非常勤特別職とする、あとは私人契約だと。これで何か納得しました。済みません。

それから、先ほどの規則については、これだけを読んでも、どう解釈していいのかわからないので、誰が見てもはっきりと理解できるものに、もうちょっと言葉を考えたほうがいいのではないのでしょうか。というのは、適当と認めるというのは町長ですよ。地域で推薦しても、もし、申しわけないけれども、その方が適当と認められない場合というのは、町長は任命しないでいいですよ。そこのところがはっきりしないと、契約を結ぶのは町ですから、町長ですから、だから、町長自身がというか町が適当と認められない場合は、幾ら地域の推薦があってもそれはできないんですというように、わかるようなことが入っていたほうが今後のためにもよいかと思うんですが、いかがですか。



○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） この件につきましては、もう少しわかりやすいように表現……  
（「規則ですから」の声あり）

○議長（高橋たい子君） 副町長。

○副町長（水戸敏見君） 確かに並列の表現で、意図としては並列の意味合いがやはりあります。幾ら地区推薦、行政区長と言っていますけれども、正確には行政委員ですよね。町内会会長ではありませんので。行政委員にする、つまり非常勤の特別職にするには、当然欠格事項がありますよね、さまざま。その欠格事項を持ったまま推薦された場合については、当然推薦されても協議はしますが、推薦を下げないときには町長の任命による場合もあり得るという考え方です。でも、書き切れませんので一応並列として書いて、原則としては地区推薦という形に先に読んでいただきたいというふうな意味合いで、規則のほうはつくっております。

○議長（高橋たい子君） 補足。町長。

○町長（滝口 茂君） 町長が全ての区長を、条例でも町長が定めるということでありますので、本来は町長が決めればいいんですが、やはり区長の性格上、これまでは地域のまとめ役であり、行政区と町とのパイプ役でございますので、あくまでも民主的な手続によってということで、総会の議案書にきちっと載せていただいて、そしてみんなの合意で推薦をというふうに手続をとってきております。

たまたま区長の推薦期限まで来れない場合の想定がございましたし、過去にも区長として欠落事項があつて差し戻した、要するに町長が、ふさわしくない者を適用して行政区に戻したということもございましたので、基本的には、まとめ役として有効に行政区制度を運用するには、地区の総意、総会の議決で意思決定されたものを優先させていただきますけれども、最終的な権限は町長が持っているということです。ですから、欠落事項があつた場合は、拒否をして別に改めることができるという規則になっています。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。大丈夫ですか。白内議員。

○16番（白内恵美子君） はい。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。7番秋本好則君。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

○7番（秋本好則君） 秋本です。

私は、この区長会条例について、反対の立場で討論に参加いたします。

今、説明をいただきました。中身については、方向性はいいと思う、正しいと私も考えます。ただ、柴田町は、これまで区長問題で大変な痛手を負っております。そして、心理的にかなりナーバスになっている方もいらっしゃると思います。その方を考えたときに、ここの形を規則のほうとセットの形でやるということに対して、ちょっとまだ私は納得できないところがあります。もう少ししっかりとそれを条文あるいは規則に落とし込んで、そして形のセットという形になれば私は十分賛成できるんですが、このセットのままですと一步踏み出せない状況ですので、その立場から、皆さんにもう一度お考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号柴田町行政区長会条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第4 議案第72号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第72号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

私語をお慎みください。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 議案書の14ページに、第9条特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、改正前は「特別職の職員で非常勤の者（議会の議員並びに行政区長及び副行政区長を除く）」と書いてありました。改正後は「特別職の職員で非常勤

の者（議会の議員を除く）」（以下「特別職の非常勤職員」）となっていて、それらの人の報酬は別表第1からとかって書いてあるんですね。別記1ということで、議案書の17ページにその別記第1ですか、その中に行政区長及び副行政区長日額6,700円、あと出席費用弁償500円と書いてあるんですが、さっきの議案の説明でいくと、行政区長などが年4回ですか会合に出てきてやる、呼ぶというのか、いろいろ町にアドバイスするのが今後の行政区長の一つの役目ということで、ここでいう報酬日額6,700円とか出席費用弁償というのは、その4回出たときのものであると。

お聞きしたいのは、私が先ほど、これまでの区長や区長会の条例というのはどうだったんですかと言ったら、区長の報酬に関する条例だけだったのが、それを廃止して今度の区長会条例とかにするということだったんですけれども、区長さんがそれでは、これまで例えば広報紙なんか配布するというので、区長の報酬というのは均等割の部分と住宅軒数とか区の軒数とかあと移動距離とかで決めていた、あの部分というのはどうなるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 報酬に関しては、今回、先ほど来から申します私人契約ということになりますので、条例からその報酬等の条例は廃止することになります。先ほど白内議員からもご理解いただいたんですが、新たな2号の適用に係る部分の報酬、年4回ございますが、こちらの報酬がこの6,700円に対する500円の費用弁償ということでご理解いただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 前の区長会条例、そして今度のこの報酬に関してとかで、現在の区長さんとかに、町として今後区長制度をこうするんだとか、細かい今の私人契約とか、あと報酬のこととかというのは、事前に区長会等で説明されて、了解してもらっているとか納得してもらっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 先日、議会前に、行政区長会の役員会にこちらのほうを諮りまして、今現在それらを郵送で、この議会が終わった後に行政区長会があるんですが、条例の制定でございますので、承認をいただければ、その後に説明をさせていただくということになってございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今後の区長の業務内容とか今の報酬の細かい報酬のこととか、それから契約そのものですね、私の一般質問のときもだし、きょうも私人契約とかって出ていますが、

区長さん方にはっきりこういう文書で、今後いろいろやってもらいますよというふうに示すようになっているのか、お聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） こちらのほうも、今おっしゃるとおり、改正前の行政事務に関する  
こと、それから地域支援の事務に関すること、こちらについても従来どおりのもので、私人契約の中に盛り込んだものの契約をいただくということになってございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第73号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第73号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第74号 柴田町交通指導隊条例及び柴田町防犯実動隊条例の一部を  
改正する条例**

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第74号柴田町交通指導隊条例及び柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号柴田町交通指導隊条例及び柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第75号 柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第75号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第76号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第76号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第77号 指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センター）

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第77号指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センター）を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センター）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第78号 令和元年度柴田町地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第78号令和元年度柴田町地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事請負契約についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号令和元年度柴田町地域福祉センター空調機器設備災害復旧工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第79号 令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）請負

## 契約について

日程第12 議案第80号 令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について

日程第13 議案第81号 令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第79号令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について、日程第12、議案第80号令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について、日程第13、議案第81号令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）請負契約について、以上3件を一括議題といたします。

本件3件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

議案第79号の柴田小学校の工事の中身について、ちょっと教えてもらいたいところがあります。配置図が出ているんですけども、そのところに「U字溝新設」という形でぐるっと回っているのがあるんですが、これは機械設備工事の排水配管改修ということに、この部分に入るのかどうか、その辺の確認をしたいと思います。

それと2点目は、全部の校舎なんですけど、床の張りかえなり床の上張りという形が出ていますけれども、私が全部を見たわけではないんですけども、ちらっと見た感じでいくと、張りかえをするほどまで傷みはなかったように見えるんですけども、現状どうなっているのかということを確認したいと思います。

それと、これも全部の3つの学校についてなんですけど、耐震工事なり暖房の工事、そしてエアコン工事という形で工事が立て続いてきているんですけども、実際に生徒さんたちが授業をするときに、何か工事のほうで不安定な感じになるとか、そういった授業に対する影響というのがあるのかどうか、そのことについて教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、柴田小学校配置図のほうに、校舎を囲むようにU字溝ということで入っておりますが、こちらは設備ではなく建築工事のほうでの対象になっております。



それから、床の張りかえに関してです。柴田小学校、それから西住小学校は撤去新設、それから船迫中学校はマス張りということで、現状の床に新しいビニールを張りかえるという形になりますが、現実的に大規模改造ですので、床も傷んではいないということではなく、結構傷んでおります。

今回、西住小のほうはPタイルでした、現状は。Pタイルですので、そこにはひび割れとかそういったものも生じておりましたので、西住に関しては撤去して新たに張り直す。

柴田小学校、船迫中学校に関しては、大規模改造を行う上では、新たに新しい床を張り増したほうがきれいになるということで、今回行うものです。

申しわけありません。U字溝に関しては、これ図面に入っておるんですが、今回の工事に関しては関係ないということで、申しわけありませんでした。

授業への影響ですが、昨年、まずエアコン工事、それからトイレ改修工事ということで、まずエアコン工事に関しては校舎躯体に穴をあけるという工事をやってきております。ですので、子どもたちの授業になるべく影響を与えない形ということで、時間的には放課後とか土曜・日曜の休みを集中的に行ってきております。

大規模改造においても、今回、東船岡小学校でまず先行して行わせていただいております。もう工事は。やはりプレハブを建てるわけではございませんので、それぞれ学年ごとに、クラスごとに移動していただきながらやっているのが現状ですが、音が出る工事に関しては授業中はなるべく避けるという形で行っております。ただ、結構音は響いてしまいます。その辺は、学校の協力のもと何とか授業を行っている形ではあります。現場においてはそういう子どもさんたちになるべく授業の邪魔にならない形ということでは行っていただいて、学校のほうではその影響ということでは、今のところは大きな影響はないということでは伺っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。U字溝については、これ図面が出ていて配布されているものですから考え込んでしましまして、どこに入っているのかなという形で考えておりました。

それと、確かに段取り的な問題かなと思うんですけども、特に床を張った場合は、1日で全部張れるわけではないので、そうするとあっち行ったりこっち行ったりという形でどうしても出てくる。そういったことが授業を受ける生徒さんも一番心配するんですよね。せっかくずっと一緒にやろうとしているのに水を差されるというか気が散ってしまうというか、本当に授業に集中できないような環境になっているのではないかと感じるものですから、その辺について教育の立場から、まずその辺で問題はないんだということをもう一度確認させていただきた

い。

あと、一連の工事、例えばトイレとかエアコンとか随分ありますけれども、その一連の工事の流れについて、何かもうちょっとうまいやり方があるのではないかという気がするんですよ。確かにやらなくてはいけない工事だとわかるんですけども、それだったら、ひとつやるときに一緒にやってしまうとか、何かその辺をうまく段取りというか計画性を持ってということか、その辺の形についてはもう少し改良する余地というの、これからのこともあると思いますので、ないのかなと思うんですけども、その辺に対してお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、授業への影響ということですが、そこは現場でも教育委員会としても、事前に工事が始まる前から学校とも打ち合わせを行いながら、学校行事等、全てそういう兼ね合いを入れながら、管理業者なり施工業者それぞれ定期的に会合を開きまして、そういう工程を見直しながら行っている状況です。

今現在、東船岡小学校でそういう形で行ってきておりまして、授業への影響ということでは心配したんですけども、今のところ本当に大きなそういうことでの……、逆に学年ごと行っていっておりますので、実際に子どもたちは、古いところと新しいところを実際に自分たちの目で見れるようです。ですので、次は自分たち僕たちのところだということ、逆に子どもたちはそれを楽しみに待っていただいているということで、授業に関しては本当に、音は出ておりますが、その辺は学校のほうにも理解していただきながら今進めている状況です。

それから、工程なんですけど、例えば東船岡小学校、エアコンと大規模改造が同時施工になってしまっております。そういうことで、二度手間にならない形ということで、逆に言えば、エアコン工事を本来進めたいところですが、大規模改造のほうと、建築なり機械設備等もありますので違う工事なんですけど、同じ現場ですので、その辺は工程・スケジュール、そういう部分で両者が折り合いをつけながらやっております、実際には本来一つの工事として進めていけばもっと効率的にできるんですけど、そういう逆に合わさった工事になってしまっているということで、そういう両者が話し合いを持ちながら、効率的に逆に進めているというのが現場での状況です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありませんか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 1点目は、3つの議案に関連してなんですけど、説明のときに分離分割発注を行ったと。結果的には各1社ずつの受注ということだったんですけど、国は本来、地元の中

小企業になるべく発注するよという方針をずっと出しているはずなので、今回でいう建築工事、機械設備工事、電気設備工事、私は本当は別々の業者が受注すればよかったのかなど。ということで、今後のためにも、町としてはその点をどう考えているかお聞きしたいと思いません。

2点目は、この3つの工事、1つの業者で2つ、あと1社ということなんですが、材料や人員の確保というのが大丈夫なのかどうか。

最後なんですが、議案第80号だと西住小学校が昭和57年建設で老朽化、議案第81号だと船迫中学校が昭和61年建設で老朽化ということだったんですが、この学校の建物というと、耐用年数というのが町としては何年というふうに見ているのか。国の補助金をもらって大規模改造ということでやっているわけなんですが、町財政課などは長寿命化の一つだという認識で、例えば今後、国の補助金がなくなったとした場合に、どのように学校の設備なんかの維持というのをやっていこうというふうに考えているのか、お聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） まず、発注方法でございますが、この3件とも分離発注でございます。建築工事、機械設備工事、電気工事、そして建築工事だけ、議会の議決要件になります5,000万円を超える工事でございます。それ以外の機械設備工事並びに電気設備工事は5,000万円未満でございますので、今回議案としては上程しておりません。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回の議案にもありますとおり、これは総合評価ということで入札をしておりますので、実際に経営上、技術者等そういうものが評価されて、施工が大丈夫ということでのそういう評価を受けて入札を受けておりますので、その辺に関しては大丈夫ではないかと思っております。

それから、3点目ですね、学校は今回老朽ということですが、補助事業として、補助事業のメニューとして大規模改造（老朽）ということで今回当たっております。何年たったら老朽かということなんですが、現実的に30年たっておりますので、補助のメニューとして大規模改造（老朽）ということでの今回対象になっておりますので、実際に建物自体は鉄筋コンクリート造ということになっておりますので、実際に耐用年数は何年かということ、耐用年数ちょっとはつきりと私何とも言えないんですが、60年とか70年とかと言われていたと思いますが、70年ですかね。

実際に、学校を今回、大規模改造というのは耐用年数を過ぎてからするものではなくて、建物自体を通常の効用を保つために行うものとして、本来定期的に行うものとして大規模改造をやってきておりますが、今まで補助のほうに、こちらも計画として上げていたものがなかなか採択をしていただけなかったと。ここに来て、国土強靱化の考え方から、文部科学省のほうで強靱化ということでの予算化がされたということで、今回、柴田町の学校が30年前後、全ての小中学校ですね、そういうことで計画を上げたところ、国のほうから大規模改造（老朽）というメニューで採決をされているということですので、今回は通常、本来新築で建てた学校と、それに近い形にもう一回戻したいということで、大規模改造を行うというもので、これをもって耐用年数を延ばすというものではないです。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 最初の質問の答弁わかったんですが、私、議案の関係資料というものをもらっていて、工事内容というのが建設工事とか機械設備工事とか電気設備工事と書いてあったものだから、これ全部やるという意味での受注だと勘違いしたら、先ほどは、この議案に出ているのは建築工事の部分5,000万円以上だということで理解しましたけれども、この関係資料の出し方からすると、私みたいな勘違いをする人もいるのかなと。わかりました。

それから、耐用年数のことなんですが、前、私が公共施設管理計画で一般的には70年、ほとんど70年なんだけれども、先進地自治体なんですけれども、60年に短くして管理施設計画を考えるとかっていう、そういう一般質問とかあったんですが、町は、今回は今のあれですか、国のほうで強靱化関係で、30年以上の柴田町の小学校などを対象にするということで補助金が出たということで、そういった余り耐用年数のことを考えないでという意味ではないんですが、そういうほかの補助金もうまく使って、この学校の大規模改造を進めていると、単純にそう理解してよろしいわけですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 議員言われるように、例えば耐用年数を延ばすという部分では、新たに長寿命化という部分での補助のメニューがございます。ただ、長寿命化となりますと、この大規模改造とはまた違った大規模な工事になってくることとなりますので、今回町内の小中学校、今回大規模改造ということで採択を受けておりますので、今後は個別計画に基づいて長寿命化ということを検討していくことになるかとは思いますが。

文科省の補助メニューに関しては、やはり強靱化ということで今行っているんですが、この強靱化である程度補助採択をして、それ以降に関しては、今度は長寿命化ということに移行す

るということで、文部科学省のほうは、そういう補助メニューを長寿命化のほうに重点を移すということでは聞いておりますが、現状において大規模改造という部分で今回は認められたということになります。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） これまでの課長の答弁で、片方大規模改造、片方長寿命化とかということなんですが、今回の工事の内容を見てみると、3校舎とも建設工事とか共通したメニューと言っていいんでしょうかね。ということは、この大規模改造で国ではあれですか、建設工事関係とかこういうメニューというふうに決まっていて、現場でこのほかの部分も本当はこの大規模改造にあわせてやってほしいとか、そうは言えない。もう言うなれば、メニューが決まっていて、大規模改造ということで、学校の現場の方が、これにあわせてこの部分もこれに含まれないんでしょうかって、そういう融通がきくというのでしょうか、そういうことは考えられないんですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 一つ一つメニューが、大規模改造の一つ一つのメニューがあるわけではなくて、補助のメニューとして大規模改造ということがございます。トイレのほうのメニューの一つとしてあるということで、工事概要として示されたものが、補助採択の対象工事としてのっているかという、そういうことではなくて、大規模改造ということで上限2億円というような形の補助メニューがあるということです。その中にあわせて、教育委員会として各学校の施設整備を図っているということになります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

3つの議案共通なんです。1つだけです。工期について、令和2年3月31日までとなっているけれども、繰り越し協議を行っているとの説明があったんですが、そうすると、いつごろから工事を始めて、それと建築工事だけではなく、全ての工事が終わるのはいつごろを目指しているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今現在、仮契約ということになっております。今回、議決をいただいて本契約ということになりますので、実際に工事が始まるのは新年度4月以降になるのではないかと思います。

工期なんです、今現在、繰り越し協議をしている最中ではございますが、令和元年度事業

ということで採択を受けておりますので、できれば令和2年度中、令和3年3月初旬のころの設定をしたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号令和元年度柴田小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号令和元年度西住小学校大規模改造工事（建築工事）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第81号令和元年度船迫中学校大規模改造工事（建築工事）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第82号 平成30年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第82号平成30年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 議案第82号の鷺沼排水区5号調整池なのですが、5号調整池ということで一日も早い完成を目指したいと思うんですけども、説明がありました3,458万円の増ということで、毎回毎回掘ってみたら地盤が弱かったので増額補正、あるいは壁が弱かったので壁の補正とあって結構増額補正がなされているんですけども、今回工事の一部の変更が生じたというのと、工期が180日で、台風の影響だと思うんですけども工期もおくれたと。くいの長さも変更したということですけども、今後の予定で工事の変更とか完成予定というのは、住民の方にも親切にお話ししなければならないと思うんですけども、どのように住民の方にお話をされるのか、これだけお伺いをします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 工事の施工に当たりまして、毎年、地区の住民の方、今回については、あと隣接する大河原町の区長さん方をお呼びしまして、昨年は9月に現場での説明会を行っております。その際、工事の内容、あとは工期、そして現在の進捗状況について説明をさせていただいております。あと、近接の住民の方については、請負業者のほうから工事の周知の案内を出させていただいております。

今回、当初2月末での工期ということだったわけなんですけど、1カ月、今回3月31日まで延期となっております。それについては、台風の影響等と工事内容の変更においてであります。最終的に今これについても国のほうに繰り越しの承認として、4月末での工期で協議を行っておりました。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 住民の方の衆望もあるわけですから、去年の9月に行われたということですけども、1カ月なり2カ月間延長する、工期もこういう工事が今度追加になってやります。完成予定はいつごろの予定ですみたいな、それぐらいは住民の方に、業者のほうから徹底させるのではなくて、何か先ほどチラシと言いましたけれども、チラシでも何でも工期なんかもお知らせすれば、かえって安心を得るのではないかなと思いますので、ぜひその点もお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 今お話ございましたように、地区の、今回の施設自体、こうい

うふうに防災関係、減災に向けての事業でありますので、地区の住民の方の理解と協力があつて進む事業でありますので、その辺については今後とも周知等に努めてまいりたいと思います。

(「了解です」の声あり)

○議長(高橋たい子君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。。

○7番(秋本好則君) 秋本です。

ここの中身についてちょっと教えていただきたいことがあるんですが、土木工事については私も余り知らないんですけども、普通は施工計画をつくって行って、その施工計画に基づいて仮設のはりをかけていくと思うんですね。前に説明を受けたときに、切り張りの位置の問題で、4分割に前壁をすることになったのでこういう形になったということだったんですが、これは前壁のとき例えば3分割で立ち上げるとか、そういうのはもう施工計画として決まっていたのではないかと思うんですが、そのとき、途中から施工計画が変わったので、この位置に切り張りをかけたということなのか、そういう切り張りの位置については最初から仮設としてこの位置でよかったのか、何かその辺が釈然としないうところがあるんですが、当初の施工計画についてと今回の整合性がとれていたのかということをお聞きしたいと思います。

それと2点目は、このL型擁壁の底盤のところ、土工として埋め戻し30センチのものがあるんですが、これは土を30センチかけるという、これがちょっと私理解できなかつたんですけども、どういう意味があるのか教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(曲竹浩三君) 今回の工事に当たって、側壁の外側の周囲に止水壁、そして中央部に鉄矢板があるわけなんですけど、そこに3段、その土圧を抑えるために3段の切り張りを設置する計画は当初から持っておりました。それに当たりまして、今回、当初の躯体の施工高を5.8メートルと書いておりましたが、これは底盤コンクリートを含めての高さでありまして、実際は底盤コンクリートからは4.25メートルの高さまでの躯体の設置計画でありました。ただし、切り張りの一番下側について、それよりも下側、底盤コンクリートから4メートルほどの位置にあるもので、本来はここで切り張りを外さないで、当初の4メートル25の5メートルでの躯体の施工はできませんでした。その辺に当たりまして、施工基高の段階で、躯体の高さ、そして切り張りの高さの位置、そして盛り土の関係を、バランスを、段取りを、確認が十分でなかつたことが、この当初の躯体の計画高を施工できずに、低い躯体の施工に変わったという



こととございます。この施工計画については、当初から変わってはおりませんが、積算発注するに当たって見間違いがあったということとございます。

2点目の盛り土高の30センチでございますが、当初1万立米の施工に当たりましては、3メートル30センチほどの高さまで盛り土をする計画でございました。この盛り土は、次の切り張りを外して、2段目の2リフト目を施工するに当たっての土台になる部分になります。であります。今回、事業費の補助事業の範囲の中でできる範囲が30センチという厚さで、ここでとめることになってしまいました。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） いろいろな条件が現場で変わってくるのは十分承知しておりますので、念には念を入れて施工していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号平成30年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後3時35分再開といたします。

午後3時22分 休 憩

---

午後3時35分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

## 日程第15 議案第83号 令和元年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第15、議案第83号令和元年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、まず繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず1款議会費89ページから4款衛生費101ページまで、次に6款農林水産業費101ページから12款公債費117ページまでといたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 1点目は、77ページの債務負担行為補正（追加）の中に、地域おこし協力隊活動支援業務委託料、令和2年度から1,188万7,000円と計上されていますが、この委託の中身、それから金額の大体の明細、それからもう委託先が決まっているんでしょうから、どこになるのか。

最後にお聞きしたいのは、債務負担行為ということ、4月から実施するのに、あらかじめいろいろな準備をしないでだめだということで今ここに計上するんだと思うんですが、この地域おこし協力隊活動支援業務委託料を今の時期、今の時期と言うのはおかしいですか、今回なぜ債務負担行為ということで計上するようになるのか、その理由を教えてください。

2点目は、83ページの下の方の商工費の国庫補助金1,768万円の減、説明では東北観光復興対策交付金が確定したという説明だったと私は思うのですが、1,700万円ほど減額になった理由を教えてください。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 1点目の地域おこし協力隊活動支援業務委託でございます。こちらについては、令和元年度から会社に委託したということもあるんですけども、委託の内容ですけれども、隊員の募集事業、それから隊員の活動支援、それから隊員の起業準備期間の支援ということになります。

まず、協力隊の募集業務につきましては、ホームページによる情報発信のほか、現地説明会で開催したり、あるいはそれに参加したり、募集に関する広報を行っていただくということで

ございます。

それから、2点目の協力隊活動支援業務につきましては、協力隊員の業務及び日常生活に係る全体のマネジメント業務、いわゆる住宅とか携帯電話、車両とかの借上げの支払い事務を行ったりするものでございます。生活に係る支援を行うということでございます。

それから、3点目が起業等支援業務ということで、協力隊員、今回、柴田町3期目の隊員ですね、今2人いらっしゃるわけなんですけれども、2人とも将来は起業したいという意欲をお持ちの方でございますから、その支援に向けて、活動期間で起業・就業、それらが円滑に進むことができるようさまざまな活動支援を行う、この3点が主な内容でございます。

主な金額ということでございますが、これちょっと契約業務手続等にかかわってきますので、その3点トータルの金額ということでご理解いただきたいということがあります。それから、会社が決まっているということではお話しされましたが、実際には町として予定している会社はございますが、正式には4月1日の契約手続をもって決めさせていただくということでございます。

なぜ債務負担なのかということでありました。これは財政課長説明いたしたんですけれども、4月当初から今委託しているわけなんです。それを切れ目なく令和2年4月1日から委託業務を速やかに行っていただくということで、債務負担行為として計上しているものでございます。

○議長（高橋たい子君） もう一点、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 83ページの商工費の国庫補助金になります。東北観光復興対策交付金でございますけれども、1,700万円減額されたということなんですけれども、理由としては2つ大きな理由があります。

まず1つは、これは交付金、ご存じのとおり100%に近い交付金ということで、エントリー自治体が柴田町だけではなくてふえたということで、最終的に国の配分が、予算がありますので、その配分枠をお互い分捕り合うような形になるということで、査定が厳しくなったと。そういうことで事業内容が精査された結果、落とされた部分もあったということになります。

また、2つ目の理由といたしまして、台風19号の影響によりまして、冬にイルミネーション事業をやる予定だったんですけれども、それが中止になったということで、その分の交付金、これをお戻しするような形になっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 最初の地域おこし協力隊なのですが、たまたま私、しばたの未来株式会社の事務所というカフェみたいにもなっているところに行く機会があって、そこに今度いわゆる起業、業を起す方ということで、公募した2人のうちのお一人の方いたんですけども、ちょっと違和感を持ったというのは、しばたの未来株式会社の事務所の左脇のほうだったかな、もう隊員の名前が2人書いてあって、言い方は悪いんですが、何か私、地域おこし協力隊員があそこの社員みたいなイメージにもとれたというのでしょうかね、前までだったら、フットパスを町がしばたの未来株式会社に委託というか補助金を出しているというのかな、前の協力隊のお一人の方が、主にコースの開発とかに当たったと聞いていますけれども、何かしばたの未来株式会社への補助と協力隊員の主に活動拠点とするところが、そのしばたの未来株式会社ということで一体化というふうにもとれるような気がしまして、今回質問したというのも、ですから本当にどういう内容でやるのかなということで聞きたかったということなんです。その内容についてはもういいです。

私が、もう一点お聞きしたいのは、基本的な質問になるかもしれませんが、令和元年度補正予算の債務負担行為ということで、ここで地域おこし協力隊活動支援業務委託料1,188万7,000円、新年度予算についてはこの後審議しますけれども、ここでこの補正予算、この債務負担行為が我々議会で採決して認められれば、この地域おこし協力隊活動支援業務委託料というのは、もう新年度予算を審議しなくても、実質的にここで我々議会としては認められたというふうに認識していいのかどうかということを知りたいのですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 第3表の債務負担行為ということで上げさせていただいておりますので、これはあくまでも単年度の会計の例外ということで上げていただいております。ということで、これをもって、ここに上げている項目がお認めいただいたということではなくて、内容そのものは新年度予算の中のほうでご審議いただくような形にはなります。

あくまでも、年度当初からの手続、年度当初から業務をやっていただくために、前の年、今ですね、令和元年度で契約手続を進めるというために、ここに記載しているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。ありませんか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで、総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、89ページの議会費から101ページまでの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

93ページです。13目地方創生事業費の13節委託料と18節備品購入費について説明をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 農政課長、答弁願います。

○農政課長（瀬戸 諭君） 地方創生の13節委託料、18節備品購入費ということなのですが、委託料につきましては、キッズバイクパークサイン企画制作委託ということで、地方創生の事業の中では、建物の関係、コースの関係ということで予算化してきたわけなのですが、いろいろなものが整ってくると、施設に対する、ただいま台風の関係で、西船迫とかそういう上ってこられない部分もあるんですが、例えばそういった案内のためのサインとか、あとは太陽の村の施設内の案内、今度は細やかに必要かと思えますし、あとはバイク管理棟の中、あとバイクのコースの中も、少し子どもたちがわくわくするような装飾といいますか、そういったサインを含めて実施したいということで今回予算を計上させていただきました。

あと18節の備品購入費なのですが、こちらも地方創生の中では、キッズバイク、ランバイクの備品と、あとマウンテンバイク、あとはコース整備のコーンとかそういった関係の予算はお認めいただいておりますが、今回はキッズ遊びの棟の中の木育遊びの部屋がございますが、そちら関係の備品と、あとは授乳室、相談室等も設けるわけなのですが、そちらの関係の備品等も含んでおります。これに関しては、おもちゃとかそういうものに関しては、前回認めていただいた経費の中で措置しておりますので、今回はそれは含んでおりません。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） これは、いつごろまでに完成するんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 建物、コース関係に関しては、年度末、今月の末までには完成する予定なのですが、今回予算措置させていただいた部分に関しては、今から全体的に、特にサインに関しては、現在あるサインをどのように見直していったらいいかということで、町の施設だけではなくて、はらからさんのサインとかも入っている部分もございますので、協議調整していきながらやっていかなければならないと思います。あと内部のほうに関しても、子どもさ

んたちが喜ぶようなということになると、もう少し検討したいと思いますので、6月ぐらいまでには終えたいというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） このキッズバイクパークのオープンは7月でしたっけ、もう一度そのところをお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 当初は4月の連休のタイミングでというふうに考えておりましたが、今現在、西船迫の方面から上れない状態でございますので、あの道路と、あとゲートを入ってから農道成田1号線なんですけど、一部のりが崩れている部分がございます。あと、舗装等も間に合えば実施したいと考えておりますので、それらの条件を整えて、夏休み前のタイミングぐらいで、詳細の日程はこれから決めたいと思うんですが、そこをオープンの日とさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 1点目は、91ページの一番下に個別施設計画策定支援業務委託料（債務負担）マイナス110万3,000円と。個別施設計画については、総務委員会なんかでも見やすくわかりやすくできたとかって意見あったのですが、これは職員の方も頑張られて、それで業者への委託料をこのくらい減らすことができたと認識していいのかどうかですね。

それから、2点目は、次のページの最初に、公用バス運行委託料マイナス500万円とあります。これは、どういうときの使用目的だったものが浮いたというのか、頼まなかったということなのか、ちょっとお聞きします。

あと3問目、最後、98ページの一番下に災害救助費ということで、貸付金がマイナス8,470万円ですか、災害援護資金貸付金と。これはどうなんですか、町が想定したよりも利用が少なかった、それとも利用がしにくかった、その辺どうなのかお聞きしたいんですが。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、2点目、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 最初に91ページの一番下ですね、個別施設計画策定支援業務委託料マイナス110万3,000円ということですが、当然これは入札をかけてその請差もございまして、あと途中で職員の方が頑張って委託しない部分も出てきましたので、その分も合わせまして110万3,000円を減額するというところでございます。

あと、次のページの92ページの公用バス運行委託料につきましては、実は運転手が当初3人

おりました。再任用が2人の臨時職員1人ということで3人体制で行っていたんですけども、そのうち2人が倒れたりしたものですので、実質1人になってしまいました。バスの所有は2台だったんですけども、2台の運行ができないということで、1台を町内にあるバスの運行会社に委託をして、町の行事等に使用させていただき予算でございました。実質予備費で、急に病気等で倒れましたので、当初は予備費で対応させていただいて、総額608万4,000円という予算があったんですけども、実際108万4,000円程度でバスの運行ができたということで、マイナス500万円という形になりました。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 3点目、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 災害援護資金の貸し付けの減額でございますが、当初災害に当たって、今回床上がかなり多かったということで、援護資金の貸し付けが多くなると見込んで、65件ぐらい大体見込んだんですが、実際に現在申請を受けているのが12件で、決定しているのが9件といったところで、見込み額より大幅に少なかったということで、今回減額をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今の災害貸付金は見込みが65件で、今まで12件申請、貸し付けが実際あったということで、町としては本来1件当たり幾らぐらいの貸し付けになるというか、するどのような見込みでやっていたのかお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） この災害援護資金の貸し付けについては、半壊で150万円、あとそれから家財で170万円とかというふうに基準が今ありますので、それに合わせた形になります。その限度額において貸し付けという形になりますので、半壊ですと170万円、それから家財で150万円が限度額、その件数を掛けて65件ということで、1億円を当初予定しておりました。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 申請に当たって、例えば災証明とかあと写真とかですか、何か例えば手続上、町民からもっと簡単にしてくれないかと、何かそういう苦情、要望とかというのはなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今回、半壊については全部り災証明で証明が取れるので、その辺については特に問題がなくいきましたが、家財については、実際にだめになったというところを一覧表をつくって出させていただくというところがありましたので、今回、家財に基づく申請が2件ありましたけれども、その辺はなかなか、家が半壊になっていない場合の家財だけだったので、ちょっと時間がかかるようでしたが、職員のほうが丁寧に指導したということで、苦情等についてはございませんでした。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 次に、101ページの農林水産業費から117ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 106ページの一番下、土木費の都市計画費の都市計画総務費、13節委託料、都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委託料の減額になった理由と進捗状況を伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まずは減額理由ですが、これは請負差額でございます。入札に付してございます。

マスタープランのほうですね、進捗ということでございますけれども、まずはアンケート調査ですね、住民の方4,000名にお送りしましてアンケート調査を実施しました。その結果については、既に本年度の委託でもってまとめ上げてございます。ただ、次の段階として、本来であればシンポジウムとか、あるいは委員会の中でご説明する予定でございましたが、実は3月中にもやろうということで文書等をお送りしたんですが、このコロナウイルスの関係で全てキャンセルという運びになってしまいました。

正直、テレビ等で発表されて以降、なかなかそういった大勢の人を集めてということが困難な状況になったので、現在はとにかくアンケートをまとめて、ただ、職員の中のワーキンググループで話し合いは少人数で続けています。これも3回くらいやって、その結果も同時に本当はやりたかったんですが、その辺だけはストップをしている状況です。ただ、終息しましたら一気に加速してやっていきたいというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 1点目は、104ページの観光整備費、13節の委託料マイナス2,275万円、



ここにナイトツーリズムから、最後は白石川一目千本桜の観光連携事業までなんですが、先ほどの国の交付金が減額されたために、これらの委託料が2,275万円、あわせて減ったと理解してよろしいのかが1点目です。

2点目は、106ページの一番最後に、委託料マイナス247万5,000円ということで、都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委託料ということで、債務負担とは書いてありますが、結局このプランというのはいつ完成予定なのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 先ほどの歳入の件でお話しした内容でございます。今、舟山議員理解したとおりでございます。今回この100%交付金ということで、エントリー自治体がふえてしまいまして、国の査定が厳しくなるといことが減額の理由となっております。

あと、ナイトツーリズムにつきましては、これは県からの補助金をいただきながら事業を進める予定でしたけれども、残念ながら冬のイルミネーションが中止になったということで、減額しているものでございます。

ほかの下の白石川堤一目千本桜ブランド化事業委託料から、下の白石川堤一目千本桜観光連携推進協議会運営委託料、全てこれら先ほどの観光交付金を使った東北観光復興対策交付金の事業となっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） この委託でございますが、令和3年3月をめどに完成させたいと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） この都市計画マスタープランとか立地適正化というような言葉からしてもなんですが、町民というか住民からも、それなりの意見を聞く機会とかというのがあるんでしょうか。それとも、町の審議会とか我々議会からということもなんですが、この計画によってはいろいろ影響を受ける人も出てくるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まずは、先ほどアンケートということで白内議員にお答えしましたが、統計学上4,000人のアンケートというのは、例えばアンケート上でいうと満足できる数字が求められる数だと言われております。まずはですね。それで、町民から具体的にアンケー

トの中で、例えば柴田町に今必要なもの必要でないもの、あるいはこういったものがあつたらいいなというアンケートの項目とか、長期総合計画のアンケートとか、さまざまなアンケートも実は作成段階にとられていますので、それとかぶらない範囲で実施していました。

あと、ワークショップ等も令和2年度において企画してございますので、そちらのほうでしっかりとお聞きしたいと。あとは、当然、一番最後には、皆さんのご意見を求めるためにホームページ上にアップして、パブリックコメントなんかも求めていくという段取りになっております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 先ほどは、財政課のほうの委託料が減ってよかったなという、こちらも247万5,000円を今度の補正予算でマイナスにできた、するということでしょうか。これも、例えば担当課のほうで頑張ったから、この分の委託料を減らすというものなのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 提案のときの説明の中で……、白内議員の質問の中でしていると思うんですが。（「じゃあ、いいです」の声あり）もう一回どうぞ。都市建設課長。許します。

○都市建設課長（水戸英義君） 同じ答弁になって申しわけないんですが、入札に付してございますので、その結果ということで請差が生じているということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 115ページ、11款1目19節の強い農業・担い手づくり総合支援交付金、この内容ですね、たしか稲わら対策という感じで説明で聞いたとは思いますが、その内容についてお聞かせいただきたい。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 19節の関係では、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の内容でございますが、こちらは稲わらではなくて、この間の台風でもって、機械関係そういったものが水につかったということで、そちらのほうの修繕、あとは再建ということで、再購入していただくという関係で、農業機械、あと畜舎、農業用ハウスの撤去等に関して、国、県、町、それとあと事業者、農家の方が負担しながらやっていくということで、今回は強い農業としては2億166万1,000円ということで計上させていただいております。

あと、つけ加えさせていただくと、稲わらに関しては産地緊急支援事業補助という形で5,000万円ということで見ております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで歳出の質疑を終結いたします。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号令和元年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第84号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第16、議案第84号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括とします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第85号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第17、議案第85号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、繰越明許費補正、地方債補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第86号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第18、議案第86号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第87号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第19、議案第87号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第88号 令和元年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第20、議案第88号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分再開いたします。

ご苦勞さまでした。

午後4時14分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月5日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 10番 佐々木 裕 子

署名議員 11番 安 部 俊 三